

変貌する日本の食と農

ー平成の食、農、技術はどのように変わったかー

八 木 宏 典

目 次

1. 平成の経済社会
 - 1) 情報化とグローバル化の進展
 - 2) バブル崩壊後の経済の停滞
 - 3) 個別性と多様性の社会へ
 - 4) 少子高齢化と人口減少問題
2. 平成の食をめぐる状況
 - 1) 食生活の変化
 - 2) 食の安全への取り組み
 - 3) 食関連産業とその産出額
 - 4) 食料需給の状況
3. 変貌する平成の暮らしと食ー博報堂「生活定点調査」からみえるものー
 - 1) 大きく変わった暮らし方
 - (1) 生活スタイルの変化
 - (2) 消費と社会意識の変化
 - (3) 情報化の進展と暮らし方
 - (4) 地球環境問題への意識
 - 2) 大きく変わった平成の食
 - (1) 食習慣の変化
 - (2) 和食から洋食への大転換
 - (3) 高齢者層で激減した米消費
 - (4) 平成に急増した糖尿病
4. 変貌する平成の農業（1）
 - 1) 平成の農業政策の変遷
 - 2) 農業技術の開発と普及
 - (1) 食の多様なニーズへの対応
 - (2) 農業者の高齢化・減少への対応と生産の効率化・高度化
 - (3) 進展するグローバル化への対応

- (4) 環境問題と気候変動への対応
- 5. 変貌する平成の農業（2）
 - (1) 担い手の減少と水田農業の構造変化
 - (2) 水田活用と飼料用イネの生産拡大
 - (3) 農業法人化の進展と常時雇用者の増加
 - (4) 農業・農村における六次産業化の進展
 - (5) 一般法人の農業参入の急増
 - (6) 環境保全型農業の取り組みとGAP認証
 - (7) 流通チャネルの多様化と戦略的提携の進展

1. 平成の経済社会

わが国の食と農は平成期に大きな変貌をみせるが、そうした動きの態様を把握する前に、まず食と農をとりまく社会経済の変化について、その特徴を整理しておこう。

1) 情報化とグローバル化の進展

平成の時代は、情報や財、人などの国境を越えた流動化が大きく進展した時代であった。まず、デジタル革命と呼ばれるICTやIoTを駆使した情報化の急速な進展がみられた。わが国でも平成初めにWindows 95（日本語版）が発売されて以来、PCの普及率は9割となり、インターネットの普及率も8割に達している。携帯電話は平成初めには1%にも満たない普及率であったものが、わずか30年でスマホも含めて130%を超える爆発的な普及をみせている。ソーシャルメディアの利用率は、ライン（LINE）が7割弱、フェイスブック（Facebook）、ツイッター（Twitter）、グーグル（Google）が3割前後で、ユーチューブ（YouTube）、インスタグラム（Instagram）の利用率も高まりつつある。若い世代ではラインやユーチューブの利用率が9割を超え、インスタグラムの利用率も高まっている¹⁾。SNSを通じて国内だけでなく、国境を越えた新しい情報ネットワークも形成されつつあるというのも平成の大きな特徴である。

デジタル革命によってキャッシュレス決済システムや仮想通貨市場なども開設され、かつてアルビン・トフラーが「第三の波」²⁾で予言した「情報化社会」

が世界で形成されつつあり、G A F A（Google、Apple、Facebook、Amazon）と呼ばれる大手I T企業のプラット・フォーマーなどが世界をリードする新しい産業構造が生まれつつある。

農業分野においても、I C Tを活用した水管理・栽培管理システムや閉鎖系栽培管理システム、農作業のG P Sガイダンスシステム、そしてさまざまなセンサーを利用した農産物の収穫機械などが開発されており、スマート農業の開発・普及に向けたさらなる研究が進んでいる。

平成はまた、東西冷戦の消滅、貿易自由化、E U統合など、世界の社会体制の転換と経済のグローバル化が進んだ時代でもあった。東西問題ではベルリンの壁崩壊、ソ連崩壊と続き、中国でもこれに先立ち改革・開放路線に舵を切り、ベトナムでもドイモイ（刷新）により市場経済への転換が進められた。一方、平成の初めには世界貿易交渉（ガット・ウルグアイラウンド）が合意（平成5年（1993））され、農産物の例外なき関税化とその削減が決定された。さらに平成4年（1992）にはE U条約が調印され、その後ユーロへの統合が決定されている。

地域間の自由な貿易を促進する交渉も盛んになり、NAFTA（アメリカ、カナダ、メキシコ）（平成6年（1994））が締結され、F T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）なども多くの国々で締結されてきた。わが国が平成に締結したE P Aだけでも、メキシコ、チリ、タイ、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、モンゴル、E Uなど多数にのぼっている³⁾。

貿易自由化の流れは平成後期においても続き、拡大交渉となるT P P（Trans-Pacific Partnership Agreement）の交渉がアメリカ、オーストラリアなどを含むアジア・太平洋地域の12カ国の参加のもとに始まり、平成28年（2016）に合意した（その後、アメリカが離脱してT P P11協定として合意）。

以上のような情報や財の国境を越えた流動化に加えて、人の動きも活発になっている。わが国への人の流入だけに限ってみても、在留外国人や外国人旅行者の増加にみられる、いわゆる“内なる国際化”が加速している。在留外国人の数は直近の5年間だけで52万8千人が新たに在留し、平成29年（2017）には256万2千人（うち農業労働は2万7千人）となった⁴⁾。留学生や技能実習生が急増しており、それぞれ31万人、27万人に達している。在留外国人の居住地域

は、東京、愛知、大阪など都市部が6割を占めているものの、近年の動きをみると、北海道、青森、富山、石川、福井、島根、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄など、地方での増加が目立っている。

さらに注目されるのは、在留外国人が農業に参入するケースもみられるようになったことである。例えば、ネパール人が北海道で農業法人（一般法人）を設立して農業を始めている事例もある。水田の耕作放棄地を借り受けて再開墾し、10haのタマネギなどを栽培している⁵⁾。

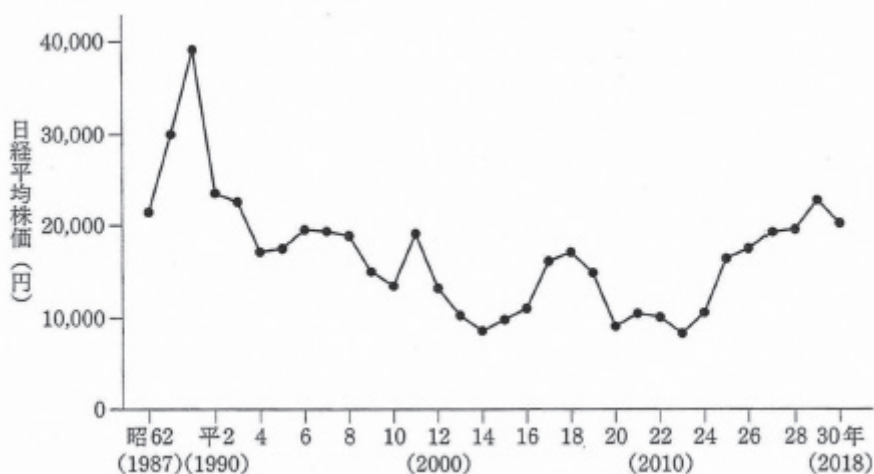
平成を語るときにもう一つ見落とされてならない問題は、温暖化など地球環境問題の顕在化であろう。すでに地球の環境汚染や資源の有限性については、レイチェル・カーソン（「沈黙の春」⁶⁾）やデニス・メドウズ他（「成長の限界」⁷⁾）によって早くから警鐘が鳴らされてきた。こうした問題が世界にとって今や待ったなしの課題となったことが平成4年（1992）の地球環境サミット（環境と開発に関する国際連合会議：リオ・デジャネイロ）で宣言され、これを受けて平成5年（1993）にわが国でも「環境基本法」が公布され、また、所轄官庁として平成13年（2001）に環境省が新設された。

平成9年（1997）には世界の国々の行動指針となる「京都議定書」が採択され、平成27年（2015）にはパリ協定が結ばれた。そしてC O P 2 4（平成30年（2018）、ポーランド）では、パリ協定の運営ルールが大筋合意されている。地球の平均気温は2050年までにさらに2℃ほど上昇すると予測され、二酸化炭素を吸収して人工的に地球を冷やすジオ・エンジニアリングなどの新しい分野の研究も始められている。国連の推進するSDGs（Sustainable Development Goals：2015）が、世界のすべての国々が取り組むべき喫緊の課題になってきているのである。

しかし、こうした国際化（ボーダーレス化）への反動ともいえる動きが、平成の終わり頃になると起こってきた。平成28年（2016）にはイギリスのE U離脱が国民投票で決まり、また、アメリカのトランプ大統領がアメリカ・ファーストの自国主義を掲げてT P P協定やパリ協定からの離脱を宣言し、米中間の貿易交渉を始めるなど、これまでの国際協調を分断する動きに出ている。さらに、多くの先進資本主義国において移民排斥や民族主義を掲げた政党が力を増している。協調から分断という自国主義の新たな動きが、これからの世界秩序にどのような影響をもたらしていくのか注目していく必要がある⁸⁾。

2) バブル崩壊後の経済の停滞

平成の経済は、バブル崩壊とリーマンショック、東日本大震災などの影響により、デフレ経済といわれる停滞の時代であったといえることができる。日経平均株価の動きをみると（図1）、平成元年（1989）に38,915円という最高値をつけた直後にバブルが崩壊し、株価は2万円台を割り込んだ。そして未曾有の金融危機にともなって発生した住専問題、山一証券経営破綻、長銀経営破綻などを背景に、平成14年（2002）にはついに8,500円台にまで落ち込んでしまった。平成中頃を過ぎるまでのわが国の株価は、まさに凋落の時代であった。その後、回復のきざしを見せたものの、平成20年（2008）のアメリカのサブプライムローン問題に端を発したいわゆるリーマンショックのあおりを受けて再び下落し、平成21年（2009）3月10日には7,055円という平成の最安値を記録した。株価は財政・金融・経済財政担当相の談話などもあってやや持ち直したものの、株安の傾向は平成24年（2012）まで続いた。世界的な金融危機をもたらしたリーマンショックにより世界経済が軒並みに悪化してしまった上に、為替レートが大きく円高（＝ドル安）に振れたために、輸出企業を中心とする国内企業の業績が落ち込んだためである。その後ようやく回復して1万6千円台を超えるようになり、平成のおわり近くに2万円台を越えるようになった。



出所：日経平均プロフィール（日本経済新聞社）：ヒストリカルデータによる。
注）各年次とも終値である。

図1 日経平均株価の推移（1988～2018年）

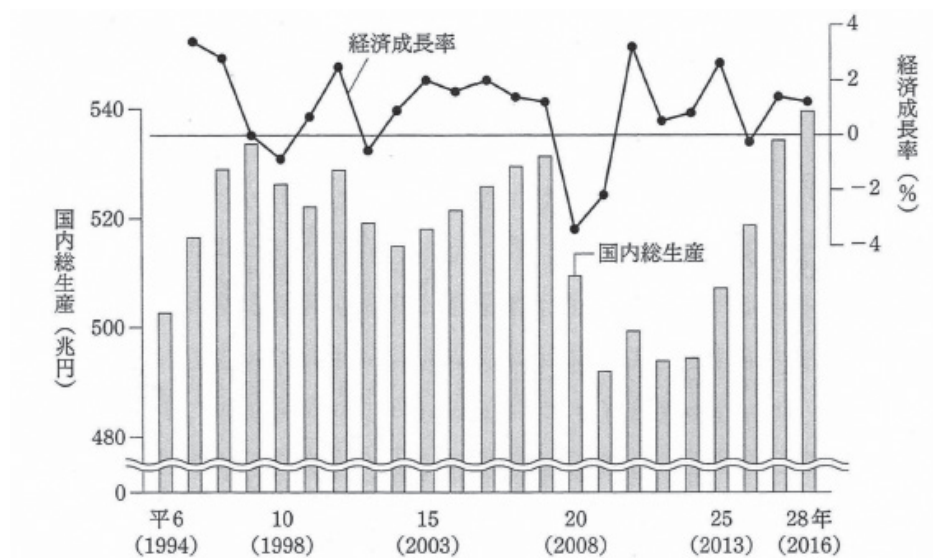
以上のような株価の動きにみられる景気変動の中で、わが国の名目GDP（国内総生産）はバブル崩壊後も成長を維持しており、平成9年（1997）には530兆円台を越えている。しかし成長率の方は年々低下して、平成9年（1997）には0%、翌年はマイナスに転じてしまった。成長率の低迷のために名目GDPも減少に転じ、平成14年（2002）には510兆円台にまで低下した（図2）。

イラク戦争の始まった平成中頃からやや持ち直して2%程度の経済成長を続けるものの、リーマンショックにより再びマイナスとなり、平成21年（2009）の名目GDPは490兆円台にまで落ち込んだ。経済の低迷はその後も続いていたが、ようやく平成25年（2013）頃あたりから増加に転じて、530兆円台にまで回復している。この間に、アメリカや中国、ドイツなどの国々が成長を持続させてきたのに対して、わが国の経済は平成後半においても低迷と回復を繰り返しながら、名目GDPではほぼゼロ成長で推移してきたといえることができる⁹⁾（図3）。

このようなわが国経済の状況の中で、工場などを海外に移転させる企業の数が急増し、そのために地方産業の空洞化や中小企業の廃業などが進み、また、働く人たちの賃金の低迷と所得格差の拡大が進んだことなども平成の大きな特徴である。

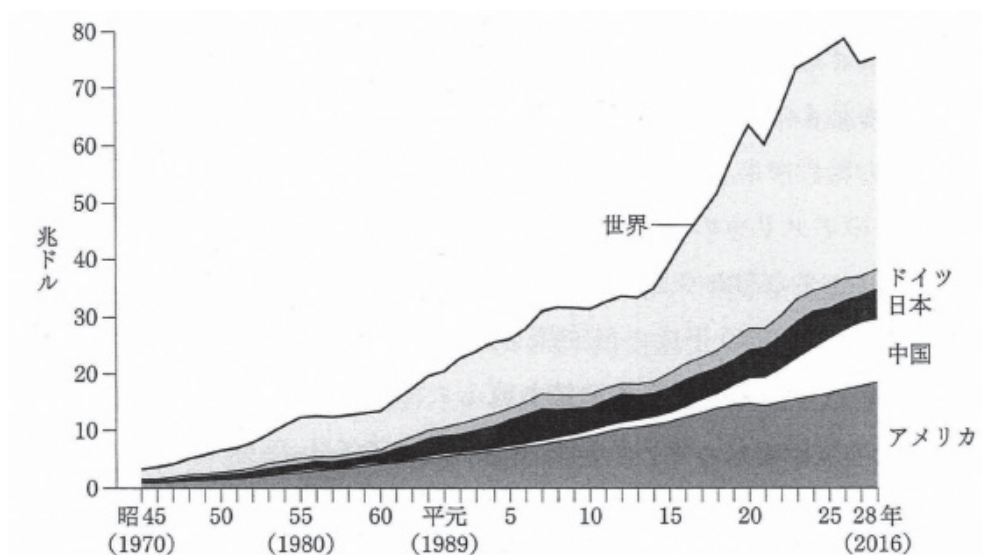
日本企業の海外への進出が増加したのは、プラザ合意（昭和60年（1985））以降に急激な円高が進んだことが要因であり、円高を背景に労働力など生産コストの安い海外への工場移転が進められたことなどによる。わが国の海外現地法人数は、平成元年（1989）においてすでに6千法人に達しているが、その後も年間およそ700法人ずつ増加して、平成12年（2000）には1万5千法人に達した。一時、株価が1万円を割りこむような景気後退のために減少するものの、平成16年（2004）以降は再び年間600法人程度のペースで増加している。東日本大震災・福島第1原発事故後の平成24年（2012）には一挙に2万3千法人に増え、その後も安定したペースで増加している（図4）。

海外現地法人の地域別分布をみると、中国、アセアン諸国、北米、欧州などに集中しているが、近年はその他の諸国で増加している。業種別にみると、輸送機械、情報通信機械のほかに、卸売業、サービス業、運輸業などの割合が近年は増えているのが特徴である。食品関連企業なども、大手を中心に1,000法



出所：公益財団法人 矢野恒太記念会編『日本国勢図会 2018 / 19』2018年、85ページ。
注）国内総生産は名目、経済成長率は実質である。

図2 わが国のGDP（国内総生産）と経済成長率の推移

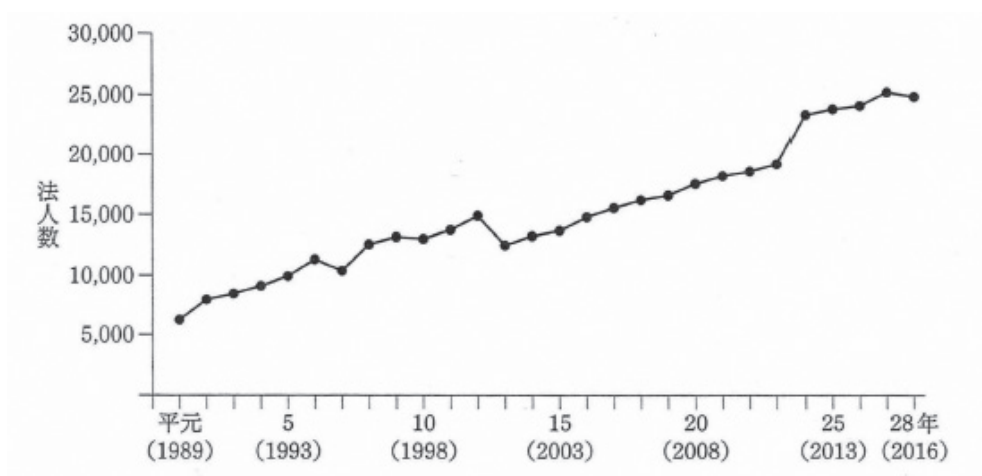


出所：公益財団法人 矢野恒太記念会編『世界国勢図会 2018 / 19』2018年、99ページ（原資料はUN National Accounts of Main Aggregates）。

図3 世界のGDP（国内総生産）の推移

人以上が海外で事業を展開している。その内訳は、食品製造業580法人、関連流通業330法人、外食産業170法人などである。

以上のような海外進出の結果、海外生産比率は進出企業ベースでは39%となり、国内の全企業ベースでも25%に達している。また、日本の企業や個人等が海外に有する資産総額が平成末には1,000兆円を超えている。10年前の519兆円に比べると2倍に増加しており、この間にわが国GDPの1年分に相当する資産が海外投資などによって増えたことになる¹⁰⁾。企業の事業や投資が海外にシフトしたために、国内のトリクルダウン（trickle-down）に向かう分が目減りしているということでもあろう。



出所：経済産業省「海外事業活動基本調査」の各年次版による。

図4 海外現地法人数の推移

企業の海外進出の動きが活発になる中で、国内では製造業の事業所数が大きく減少した。わが国の製造業の事業所数と従業員数の動きをみると、平成初めからの二十数年間に事業所数は半分以下に減少し、従業員数も3分の2に減少した（表1）。バブル崩壊後のわずか4半世紀の短い間に、製造業の事業所数も従業員数も大幅に減少したのである。しかも、これを産業別（中分類）にみると、繊維工業（衣類、縫製を含む）、革製品製造業、電気機械器具製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、窯業・土石製品製造業など、伝統的な地場産業や農村工業化などで地方に進出した製造業での減少が大きい。これらの6産業を合わせると、7割の事業所が廃止され、従業員数では290万人

表 1 産業別に見た事業所および従業員数の変化（1990年～2014年）

(単位：事業所、人)

製造業 (中産業分類)	事業所数			従業者数		
	1990 A	2014 B	指数 B/C	1990 C	2014 D	指数 D/C
製 造 業 合 計	435997	202,410	0.46	11172829	7,403,269	0.66
繊維工業	62501	13,430	0.21	1108359	268,135	0.24
なめし革・同製品・毛皮製造業	5795	1,394	0.24	78656	22,380	0.28
電気機械器具製造業	36116	8,953	0.25	1939729	481,936	0.25
木材・木製品製造業(家具を除く)	20319	5,547	0.27	252763	91,497	0.36
家具・装備品製造業	17093	5,550	0.32	231350	96,824	0.42
印刷・同関連業	29642	11,664	0.39	554155	268,880	0.49
生産用機械器具製造業	46672	19,083	0.41	1199798	550,642	0.46
ゴム製品製造業	5816	2,525	0.43	172284	110,987	0.64
窯業・土石製品製造業	20753	9,974	0.48	459040	237,733	0.52
パルプ・紙・紙加工品製造業	11405	5,969	0.52	283631	181,868	0.64
金属製品製造業	51901	26,797	0.52	846915	576,707	0.68
業務用機械器具製造業	7193	4,159	0.58	250625	204,404	0.82
食料品製造業	45091	27,115	0.60	1090403	1,112,433	1.02
非鉄金属製造業	4283	2,594	0.61	169800	138,587	0.82
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	20078	12,936	0.64	435523	405,938	0.93
鉄鋼業	6477	4,222	0.65	337811	214,988	0.64
輸送用機械器具製造業	15539	10,415	0.67	942795	980,505	1.04
飲料・たばこ・飼料製造業	5685	4,128	0.73	131701	99,451	0.76
化学工業	5352	4,669	0.87	401076	343,416	0.86
石油製品・石炭製品製造業	1074	931	0.87	33247	24,830	0.75
はん用機械器具製造業		7,141			308,841	
電子部品・デバイス・電子回路製造業		4,267			382,110	
情報通信機械器具製造業		1,501			151,851	

出所：経済産業省「工業統計表(産業編)」の平成2(1990)年および平成26(2014)年版による。

注1) 産業別分類は中産業分類である。

2) 事業所数の減少が激しい順に産業(中産業分類)を並べ替えている。

3) 下の3つの産業区分は平成19(2007)年に新設されたものである。

の雇用が失われている。とくに繊維工業や電器機械器具製造業で大幅な従業員数の減少がみられる。こうした動きが都市部だけでなく、地方都市や農村部での就業の場の縮小につながっており、これまで地域の農業を支えてきた兼業農家などの存立基盤を大きく揺るがしている。

もともと、食品製造業では事業所数はやや減っているものの、従業員数はこの間に逆に増えている。大手の食品企業の多くが海外へ進出するなかで、国内での加工食品などの需要の増大を背景に、地方で事業を展開する中堅の食品製造業などが健闘しているためであろう。

なお、わが国の働く人たちの賃金が低迷しているのは、労働生産性が高く賃

金水準も高い製造業の就業者比率が低下して、その一方で、労働集約的で賃金水準の低い宿泊業、飲食サービス業、社会福祉・介護事業などの就業者比率が上昇したことが要因であるという指摘もある。前者の賃金はこの間に停滞しているが、後者の賃金はそれなりに引き上げられているのであり、後者の就業者比率の上昇がそれを打ち消しているために、全体の賃金水準が低迷しているという指摘である。また、雇用全体に占めるパートタイマーの割合は平成2年(1990)には14%だったものが、平成29年(2017)には28%となり、派遣労働者などを加えた非正規労働者の比率も、近年は横ばいになっているものの、37%にまで上昇している。こうした動きも賃金の低迷につながっているという¹¹⁾。

3) 個別性と多様性の社会へ

高度経済成長期のように、人びとがこぞって高級品やブランド品を買い求めた時代に対して、平成は「百円均一」ショップなどもうまく活用しながら、儉約と「コスパ」(cost performance)を重視した、自分なりの暮らしを求める個別性と多様性への転換の時代でもあった。また、経済が長らく低迷し、地震や噴火、豪雨などの自然災害が頻発する中で、見果てぬ豊かな社会の夢を追い求めた時代から、現実の日本の足元を見つめる時代への転換であり、世界がボーダーレス化する中で、日本らしい価値や文化を見直す時代でもあった。

平成社会の世相を表すキーワードを幾つかあげてみると、JリーグとW杯、がんばろうKOB E、就職氷河期、非正規労働者と格差社会、アムラーファッション、世界遺産登録、家族のカタチ、引きこもり、オレオレ詐欺(特殊詐欺)、ポケモンGO、災害の頻発とスーパーボランティア、オネエブームとLGBT、ブラック企業、働き方改革、歩きスマホとインスタ映えなどがある。生活や食の変化については後に3. で詳述するので、ここではこれらの中から、農業・農村に関連のあるボランティア活動と世界遺産登録のみについて、その動きをまとめておこう。また、家族のカタチについても後ほど詳しくふれる。

平成はまず、わが国においてもボランティア活動が1つの社会活動として認知された時代であった。阪神・淡路大震災では全国から多くのボランティアが駆けつけ、無償で救援や復興のために活動した。こうした活動をきっかけに、ボランティアの果たす社会的役割の重要性がわが国でも広く認識されるように

なり、平成10年（1998）に「特定非営利活動促進法」（NPO法）が施行されている。

全国社会福祉協議会が把握しているボランティアの人数は、1980年代は160万人であったものが、その後年々増加して、阪神・淡路大震災後には550万人に達している。さらに東日本大震災の年には870万人へと増加した¹²⁾。一方、総務省調査¹³⁾では、ボランティア活動に参加したことがあると回答した者の数は2,900万人と推計されており、全人口に占める割合は26%（うち男25%、女27%）である。全国社会福祉協議会統計が「継続的に社会活動に参加する」ボランティアの人数を把握しているのに対して、総務省調査は「町内会の活動も含めて参加したことがある」ボランティアの人数を推計している違いであろう。

総務省調査によって活動への参加割合をみると、「町づくりのための活動」、「子供を対象とした活動」、「防犯などの安全な生活のための活動」への参加が多く、次いで「自然や環境を守るための活動」、「高齢者を対象とした活動」、「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」、「障害者を対象にした活動」、「災害に関係した活動」の順となっている。しかし、近年の動きをみると、「子供を対象とした活動」や「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」、そして「災害に関係した活動」などの割合が増えている。高齢化などによって東日本大震災以降はボランティアの数は減る傾向にあるが、活動内容も町内会的なボランティアから社会的なボランティアに変わってきていることがうかがわれる。

農業の分野では、地震や豪雨などで被災した農村・漁村地域の後片付けや、被災地のミカン収穫などの災害支援のボランティアのほかに、草刈りや水路の清掃、苗の定植、作物の収穫、下草刈りなど、年間を通して都市住民をボランティアとして受け入れている地域が近年は増えている。名称も農村役立ち隊、援農ボランティア、農業・農村サポーター、ふるさとボランティア、おいしい食の応援隊などさまざまであり、体験やイベントも含めたグリーンツーリズムの一貫として取り組んでいる地域や、新規就農、農業インターンシップ、農作業ボランティアをセットにした窓口を開設して、参加者の意向に応じて受け入れ区分を決めている地域もある。また、援農ボランティアを紹介・斡旋する団体や、

「雪かき道場」などを開催してボランティアの育成に力を入れている団体などもある。

バブル崩壊後の平成は、国内の伝統的な文化、自然、歴史的構造物などに対する見直しが進み、世界遺産（World Heritage）の登録などを起爆剤とした、地域経済の活性化や観光への取組みが始められた時代でもあった。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）で世界遺産条約が成立したのは昭和47年（1972）であるが、日本がこの条約を批准したのはバブル崩壊後の平成4年（1992）である。しかし、翌年には白神山地、屋久島、姫路城、法隆寺地域の仏教建造物など4件が登録され、その後は毎年1～2件が登録されている。平成末にはわが国の世界遺産は23件（うち文化遺産19件、自然遺産4件）にのぼっている（表2）。また、平成20年（2008）にはユネスコの無形文化遺産への登録も始められ、同年に能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎の3件が登録された。平成30年（2018）に登録された「来訪神 仮面、仮装の神々」（男鹿のナマハゲなど8県10行事）を含めてわが国の無形文化遺産は21件となっている。

一方、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）をFAO（国連食糧農業機関）が認定する世界農業遺産についても、日本では「トキと共生する佐渡の里山」（新潟県佐渡市）や「阿蘇の草原の維持と持続的農業」（熊本県阿蘇地域）、「にし阿波の傾斜地農耕システム」（徳島県にし阿波地域）などを含めて11件が登録されている。また、平成30年（2018）にはさらに2件の認定要請が準備されている。

この日本版である日本農業遺産（農林水産省）も平成末には「武蔵野の落ち葉堆肥農法」（埼玉県武蔵野地域）や「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」（山梨県峡東地域）、「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」（島根県奥出雲地域）などを含めて8件にのぼっている。

こうした世界遺産、世界農業遺産を一つの観光資源などに活用して地域振興に取り組んでいる地域もあり、また、インスタ映えのする地方の伝統料理や景観等を動画などにして、国内外に情報発信する地域も出てきている。埋もれている地方固有のさまざまな文化的・自然的・伝統的遺産を発掘して後世に遺すためにも、さまざまな創意工夫を凝らしたデジタル・プロモーションなどの新しい取り組みも期待されている。

表2 日本の世界遺産

登録年	名 称	所 在 地
平成5年(1993)	白神山地（自然） 屋久島（自然） 姫路城 法隆寺地域の仏教建造物	青森、秋田 鹿児島 兵庫 奈良
6年(1994)	古都京都の文化財	京都、滋賀
7年(1995)	白川郷・五箇山の合掌造り集落	奈良、富山
8年(1996)	原爆ドーム 厳島神社	広島 広島
10年(1998)	古都奈良の文化財	奈良
11年(1999)	日光の社寺	栃木
12年(2000)	琉球王国のグスクおよび関連遺産群	沖縄
16年(2004)	紀伊山地の霊場と参詣道	奈良、和歌山、三重
17年(2005)	知床（自然）	北海道
19年(2007)	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根
23年(2011)	小笠原諸島（自然） 平泉	東京 岩手
25年(2013)	富士山	静岡、山梨
26年(2014)	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬
27年(2015)	明治日本の産業革命遺産	福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島 山口、岩手、静岡
28年(2016)	ル・コルビュジエの建築作品	東京（国立西洋美術館）
29年(2017)	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡
30年(2018)	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎、熊本
令和元年(2019)	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	大阪

出所：文化庁「世界遺産（文化遺産）一覧」。

注）（自然）のついたものは自然遺産、他は文化遺産である。

訪日する外国人旅行者の数は平成30年（2018）には3,119万人となり、わずか6年間で3.7倍に増加した。外国人旅行者たちの国内消費額も4兆5,064億円に達し、6年前に比べて4.2倍に伸びている。平成後期のわずかな期間に年間3兆4,300億円もの新しい観光市場が国内に生まれたということである。

「平成29年観光白書」によれば、外国人旅行者の宿泊者数の対前年伸び率が、東北、九州、四国、中国などで大きくなり、地方での宿泊者数割合がはじめて4割を超えたという¹⁴⁾。伸び率の上位20府県のなかには、東北、九州の名だたる諸県のほかに、香川、徳島、岡山、鳥取など中国、四国の諸県も名を連ねている。地方にある伝統文化や景観、生活行事などにも関心が高まり、外国人旅行者が日本固有の姿を求めて地方をめざすからであろう。

たとえば、徳島県にし阿波地域では「傾斜地農耕システム」（棚田など）の農業体験や教育旅行、訪日外国人ツアーの受け入れによって、年間21万人余の宿泊者数を記録したという。しかも、そば打ち体験の8割は外国人旅行者であったという¹⁵⁾。また、山深い山間地域に位置する岐阜県下呂市馬瀬地域では、人びとの日常のくらしや景観を野外博物館（ミュージアム）に見立てた地域づくりを推進している。フランスの地方自然公園制度を参考にした「地域をまるごと自然公園」にする取り組みであり、こうした取り組みを通じた地域経済の活性化をめざしている¹⁶⁾。

4) 少子高齢化と人口減少問題

平成におけるもう一つの大きな動きは、少子高齢化がさらに進展し、平成半ばにわが国の総人口がついに減少に転じたという点である。総人口は平成18年（2004）の1億2,784万人をピークに減少へと転じ、高齢化率も2025年には30%にまで上昇すると予測されている。国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という時代が、近い将来に到来するという予測である。

こうしたなかで、わが国の産業を担う生産年齢人口（15～65歳の働く世代）の割合も、平成初めの70%から末頃には60%へと10ポイント低下している。また、将来の産業を担うべき14歳以下の子供世代も6ポイント低下した。しかも2065年には生産年齢人口の割合は50%を切ると予測されている¹⁷⁾。このままいけば、わが国の産業を担うべき働き手が国民の半分しかいないという高齢国家の時代が、そう遠くない時期にくるということである。

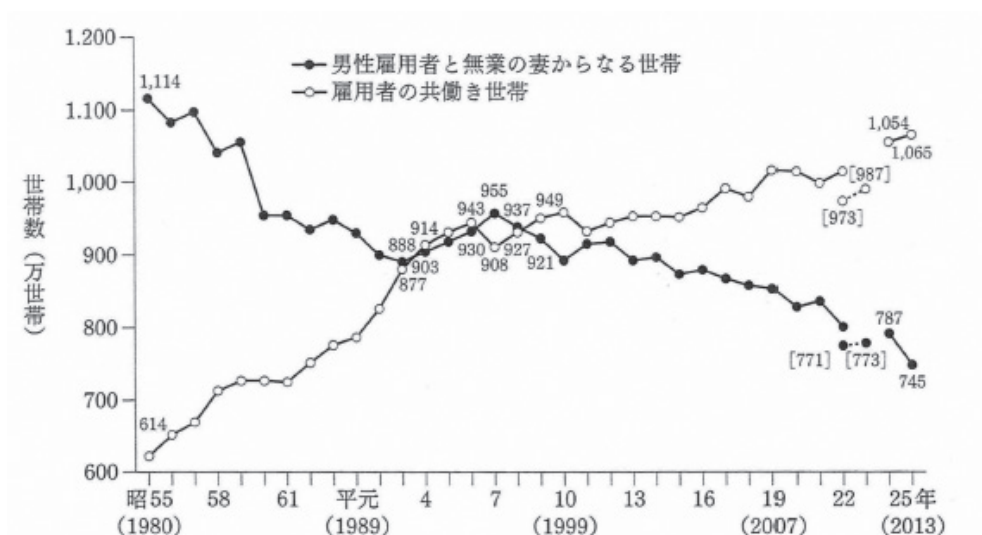
人口減少と高齢化とともに、人口の地域的偏在の問題も益々厳しくなっている。平成後期の人口増減を地域別にみると、増加したのは沖縄を除くと、東京、愛知、埼玉、神奈川、福岡、滋賀、千葉の都市部のみで、その他の39道府県は軒並み減少となっている。また、市町村単位で見ると、東京都（23区）や政令指定都市、その周辺のベッドタウンなどの都市では増加しているものの、その他の実に1,416市町村（全市町村の82%）で減少している。この結果、都市部を中心とするわずか9都道府県に全人口の5割以上が集中するなど、人口の偏在傾向がますます強くなっている。しかも、地方ほど人口減少が著しく、このままでは896の地方自治体が消滅しかねないという予測もある¹⁸⁾。

以上のような動きのなかで、平成後期に入ると、特定の業種などを中心とする労働力不足が顕在化する時代となってきた。もともと、平成前半の時代は、逆に失業と非正規労働者増加の時代であった。この間の失業率（完全失業率）の動きをみると、平成初めには2%程度であったものが、その後、景気の悪化とともに上昇を続け、中頃には5%（若年層は10%）を超えている。この時代は新卒者などの若年層にとっては、いわゆる「就職氷河期」といわれる冬の時代であった。一時失業率は低下するが、リーマンショックで再び大きく上昇し（若年層は9%へ上昇）、低下に転ずるのは東日本大震災・福島第1原発事故後の復興期に入ってからである。

そして、平成後期になって顕在化してきた新たな問題は、少子高齢化と人口偏在の問題などを背景にした、全国的な労働力不足の問題である。企業の求人状況を示す有効求人倍率をみると、リーマンショック後の平成21年（2009）には、常用雇用者（パートタイムを除く）では0.4倍を下回り、パートタイム労働者でも0.8倍であった。休職者10人に対して求人数は前者でわずか4人、後者で8人しかいないという状況にあった。しかし、有効求人倍率はその後大きく上昇して、平成31年（2019）1月には前者で1.5倍、後者では実に2.0倍となっている。休職者10人に対して求人数は前者で15人、後者で20人という状況に大きく変わってきているのである。この傾向はとくに建設、造船、宿泊、農業、介護などの分野で顕著になってきていると言われており、わが国は恒常的な労働力不足の社会へと変わりつつある¹⁹⁾。このため、政府は平成30年（2018）に「出入国管理及び難民認定法」の一部の改正を行い、平成31年（2019）4月から特定技能労働者等の新たな受け入れ（農業を含む14業種、5年間で最大34万5千人（農業は3万6500人）の受け入れを想定）をめざしている。令和の時代において、どのように外国人との共生社会を創り出していくのか、国民的課題として慎重に取り組んでいく必要がある。

平成は家族構成についても大きな変化がみられた時代であった。わが国の世帯数は昭和後期から平成27年（2015）までの30年間で4割ほど増加した。人口が減少傾向に転じた後においても、世帯数は増加していたのである。しかしその一方で、1世帯あたり家族人数は大きく減って、世帯の規模が小さくなっている。これまで世帯の中心を占めていた三世代家族の世帯が減少し、その一方

で夫婦のみの世帯と一人親の世帯、そして高齢者と若い世代を中心とする一人暮らしの単独世帯が、平成に入って急速に増えてきたためである。



出所：内閣府男女共同参画局『平成26年版 男女共同参画白書』2014年、本編1第2章第8図による。

注1) 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」、平成14年からは総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

2) 非農林業雇用者の世帯は除いている。

3) 平成22年及び23年の〔 〕内の数字は、福島県、宮城県、岩手県を除く全国値である。

図5 共働き世帯数の推移

こうした動きとともに注目される点は、昭和後期から平成にかけて共働き世帯が大きく増加した点である。図5によれば、全国の世帯（農林業世帯を除く）のうち、昭和後期に1,100万世帯を超えていた「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」（専業主婦世帯）の数が急激に減少して、平成前期には900万世帯となり、平成後期にはさらに700万世帯へと減少している。その一方で、「雇用者の共働き世帯」は600万世帯であったものが、その後増加して平成前期に900万世帯となり、先の専業主婦世帯と拮抗する数となっている。さらに平成後期にいたると、ついに1,000万世帯を超えている。バブル崩壊前後を境にして両者の数が大きく逆転しているのである。こうした流れは「女性の社会進出」として評価

することもできるが、一方で、賃金の安いパート労働と育児、家事労働などに追われる女性たちが増えているという実態も見落とされてはならないだろう。

2. 平成の食をめぐる状況

1) 食生活の変化

先述した家族構成の変化は、平成の食生活にも大きな変化をもたらしてきた。それは食の外部化・簡便化の進展である。食生活の形態を家庭で調理して食べる内食、調理した総菜や弁当などを購入して家庭に持ち帰って食べる中食、飲食店やレストラン、ファスト・フード店などで食べる外食に区分した場合、内食の占める割合は昭和末期から平成初期にかけて大きく低下した。その要因は、この時期に大きく進んだ外食へのシフトであり、外食率が大きく増加したためである。当時のバブルとも言われる経済成長を背景に、家族そろって食事を楽しむファミリー・レストランなどの市場規模が拡大した時代であった。その後、バブル崩壊とともに外食率の伸びは鈍化し、平成9年（1997）の40%をピークに減少に転じている²⁰⁾。この年は消費税が5%に引き上げられ、山一証券が経営破綻した年でもあった。外食市場はこの年を境にゆるやかな縮小の時代に入り、近年は持ち直しつつあるものの、少子高齢化と人口減少の影響などもあってか、現在においてもピーク時の水準には戻っていない。

一方、総菜や弁当などの中食市場の規模は、平成初めには1兆8千億円程度で、食の市場全体からみれば3%程度であったものが、その後大きく伸びて平成中頃には8%にまで拡大している。中食市場はその後一貫した伸びをみせ、平成末頃の市場規模は7兆円となり、そのシェアは10%に達している²¹⁾。

なお、国産農林水産物に限ってその仕向け先をみると、外食産業仕向けが9%、食品製造業仕向けが59%、最終消費仕向けが31%である。国内で生産された農林水産物のうち、生鮮品として消費者に販売される割合は3割で、6割が食品製造業、1割が外食産業仕向けとなっている。このため、近年は実需者の求める定時・定量・定価格の農林水産物の供給が強く求められるようになっている。

ところで、消費の最前線で事業を展開する食品小売業の最近の動きをみると、

平成後期には業態別の販売額に変化がみられる。これまで飲食料品の販売を牽引してきたデパートの売り上げがほぼ横ばいで推移するなかで、スーパーマーケットの販売額が順調に伸びており、さらに近年にいたると、コンビニエンス・ストアの売り上げが大きく伸びている。スーパーでは「単身者、高齢者、共働き世帯をターゲットにした個食対応食品や調理食品の販売」²²⁾が伸びており、コンビニエンス・ストアでは「チルドの総菜やファスト・フード、調理パン、冷凍食品などの販売」²³⁾が好調であるという。

こうした動きに加えて、近年は食品の消費者向け電子商取引（インターネット通販）の市場規模も拡大しており、平成28年（2016）には1兆5千億円に達している。これは電子商取引全体の2割に相当する市場規模である。単独世帯の増加や共働き世帯の増加などによって宅配ニーズが高まっており、今後こうした新しい形態の市場規模が堅調に推移するものと見込まれている²⁴⁾。

総務省「家計調査」をみると、1世帯（全国・2人以上の世帯）あたり食料の消費水準は平成初めまでは順調に伸びていたが、平成4年（1992）をピークに減少傾向に転じ、平成23年（2011）に増加に転ずるものの、その動きは強くはない。平成初期から平成23年（2011）までの食料の消費支出は実質で見ても減少しており、1世帯当たり1ヶ月食料消費支出は6万6千円にまで低下している。家計のエンゲル係数が近年は上昇しているが、全体の消費支出が低迷する中で、食料消費支出がわずかながら増加したためである。食料品価格が高値傾向で推移していることのほかに、共働き世帯の増加などによる中食・外食への依存や食料消費の多様化などによるものであろう。

なお、現在の国民1人1日当たり摂取熱量は、平成28年（2016）において1,865KCalである。戦後の国民1人1日当たり摂取熱量は一貫して増加し、昭和45年（1970）頃には2,200KCal台にまで達していた。しかし、この年をピークにその後は減少傾向に転じている。後述する肥満や糖尿病などの成人病患者の増加などによる、国民の健康への意識の高まりや、高齢化の進行がその背景にある。

摂取熱量が減少するもとでの栄養素バランス（PFC比率）の動きをみると、農林水産省や厚生労働省が推奨する「日本型食生活」や「日本人の食事摂取基準」などの目標値である、たんぱく質13～20%（15%）、脂質20～30%（25%）、

炭水化物50～65%（60%）（カッコ内は理想値）に対して、昭和後期から平成前期にかけてはいずれもこの目標値内にあった。こうした栄養素バランスの良さが、わが国が世界一の長寿国になった一つの要因であるといわれている。

しかし、平成後期になると、たんぱく質割合が低下し過ぎ、脂質割合が上昇し過ぎるという、栄養素バランスの偏った傾向がみられるようになり、脂質を上限の30%を超えて過剰に取り過ぎている国民の割合が、成人男性の3割、女性の4割にのぼっているという。こうした問題の背景には、外食や中食などへの食生活の変化が進んでいるなかで、和食を中心としてきた日本人の食生活の変化が過度に進み過ぎているという問題がある。

2) 食の安全への取り組み

食品が「安全である」ということは、「予期された方法や意図された方法で作ったり食べたりした場合、その食品を食べた人に害を与えないという保証」（コーデックス委員会（FAO/WHO合同食品基準委員会）である。言い換えれば、食品に含まれる有害細菌、ウィルスや寄生虫、有害化学物質、自然毒などを原因とする健康被害が皆無であるということである。

サルモネラ菌やO-157のような有害細菌、ノロウィルスのようなウィルス、アニサキスのような寄生虫、そして有害化学物質、自然毒などによる食中毒事件の発生件数は、実は平成初め頃には年間500件台にまで低下していた²⁵⁾。昭和後半から平成初期にかけて食中毒事件などは減少する傾向にあったのである。このため厚生労働省は、わが国では公衆衛生の課題はすでに弱まったとして、全国の保健所の大規模統廃合を行い、また食品衛生法の大幅な改正を行った。食品衛生の「規制緩和、自主管理、消費者の選択」へという食品行政の大きな転換が行われたのである。

しかし皮肉なことに、この転換の数年後にむしろ食中毒事件が激増し、平成10年（1998）年は年間3,000件にまで達している。その原因の多くが細菌性のもので、例えば平成8年（1996）には岡山、広島、愛知、大阪でO-157による集団食中毒（学校給食）、平成10年（1998）には富山、東京、千葉、神奈川、大阪で回転寿司の“いくら”からO-157による食中毒が発生している。特徴的な点は、この時期の食中毒が、飲食店や仕出屋などで多発している点である。

外食の増加など当時の食生活の変化が関係していることがわかる。

その後、さまざまな対策によって発生件数は減少するものの、平成12年(2000)には大手乳業会社の低脂肪加工乳による大規模な食中毒事件、神奈川ほか3県で一ロステーキ(加工肉)のO-157による食中毒事件、また平成13年(2001)には国内初のBSE(牛海綿状脳症)の発生問題、30都道府県にまで広がった韓国産輸入生ガキの赤痢菌汚染、平成14年(2002)には中国産ほうれんそうから基準を超えるクロルピリホスが検出されるなどの事件が発生した。

食の安全・安心を脅かす事件が今世紀の初めから平成中頃にかけて多発したために、平成15年(2003)に「食品安全基本法」の制定と食品衛生法の抜本的改正が行われた。また、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に新設された。農林水産省ではBSE問題を教訓に、国民の健康維持を優先した食品安全行政へ転換するため、省内に新しく消費・安全局を設置した。さらにこの年に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)を制定している。また、食品衛生法を改正して、食品中に残留する農薬や飼料添加物などが一定の量を超えて検出された場合には、その食品の販売を禁止する「ポジティブリスト制度」への変更も行われた。

食品安全に関しては、平成末にいたるとすべての食品事業者が実施すべきHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の制度化、健康被害を減少させるための健康食品の規制強化、食品リコールの報告制度などの見直しが行われている²⁶⁾。

健康で豊かな食生活の実現を目途に、平成12年(2000)に文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携して「食生活指針」を策定するとともに、「健康づくり21」<21世紀日本における国民健康づくり運動>を始めた。そして平成14年(2002)には戦後の栄養不足時代に制定された「栄養改善法」に替わり、健康づくりや疾病予防を積極的に推進する「健康増進法」が成立した。この背景には高齢化の進展にともなって増大する医療費等の公的負担の抑制がある。

こうした健康増進に関する取組みとともに、この時期には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)の一部改正が行われ、法律違反に対する公表の迅速化と罰則の強化も図られた。この背景には、平成14

年（2002）の食肉偽装事件や無登録農薬の違法販売事件、指定外添加物を利用した食品の自主回収などがある。

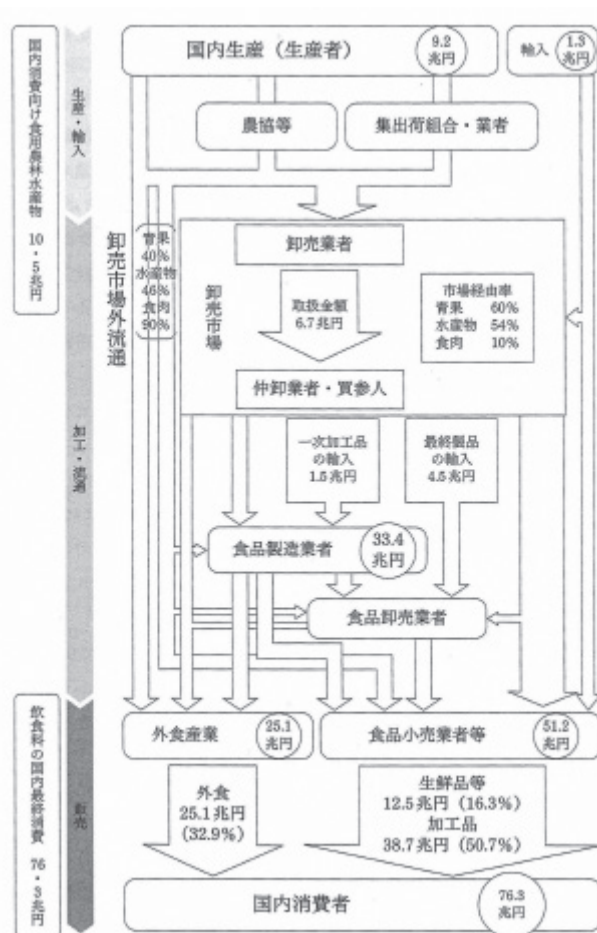
その後も、輸入食品のみならず国産品に関しても産地表示の偽装やレストランなどでの食材表示の偽装が多発したこともあって、食品表示に対する消費者の信頼が著しく低下した。このため、食品表示を一元的に所管する組織として平成21年（2009）に消費者庁が新設され、さらに、平成25年（2013）年には食品関連三法を一元化した「食品表示法」が制定された。

食品表示法の目的は、「食品を摂取する際の安全性、ならびに消費者の誤認を招かない自主的かつ合理的な商品選択の機会を確保する」ことにある。このため、まず食品を一般食品と保健機能食品とに大きく区分するとともに、後者については、従来からの①特定保健用食品（トクホ）と②栄養機能食品に加えて、新たに③機能性表示食品という第三の区分を設けた。一般食品には機能性の表示を禁止するかわりに、この新しい第三の機能性表示食品には、消費者庁への届け出だけで機能性表示を認めたのである²⁷⁾。

さらに平成末にいたると、すべての加工食品を対象にした原料原産地表示が義務付けられ、また、JAS法は規格の国際標準化による商取引の円滑化や輸出入の強化に対応するための「日本農林規格等に関する法律」（改正JAS法）に改正・改名されている。

3）食関連産業とその産出額

食料と呼ばれる財の特徴は、自動車や電器製品などとは異なり、私たちが毎日食べるものであり、それが人間という私たちの日々の活動のエネルギーとなり、また身体を構成し、健康を維持するための要素になるという点にある。食料の大部分は自然物としての植物や動物を素材として加工・調理されるために、腐食しやすく鮮度の維持も大切になる。こうした特徴を持つ食料の生産から加工、流通、販売に関わる農業・食料関連産業の国内総産出額の大きさは平成28年（2016）において115兆9,630億円である。図6はややデータが古く、しかも国内総産出額が最低を示した年次のものであるが、食料の原材料となる農林水産物から、それらが市場に流通しあるいは直接取引され、そして一部は加工・調理されて消費者に販売されるまでの流れを示したフロー図である。



出所：農林水産省「平成30年版 食料・農業・農村白書」89ページによる。
 図6 農林水産物・食品の生産、流通、加工、販売の流れ（平成23（2011）年）

まず、この年の農林水産物の国内総産出額は9兆2千億円である。これらの農林水産物が農協や集・出荷組合等を経由して卸売市場へと搬入され、競り落とされたものが仲卸業者や買参人等を通じて食品製造業者や外食産業へ届けられる。なお、近年では情報技術の発達などにより、関係する業者間の直接取引が増える傾向にあり、卸売市場を経由する農林水産物の割合が低下している。輸入された農林水産物の総額は1兆3千億円であるが、これらも輸入業者等を通じて食品製造業者や外食産業、食品小売業者へと届けられている。

食品製造業者の出荷総額は33兆4千億円である。この額は、後述する食生活の変化などによる加工食品の需要の増大を反映して、近年は増加する傾向にあ

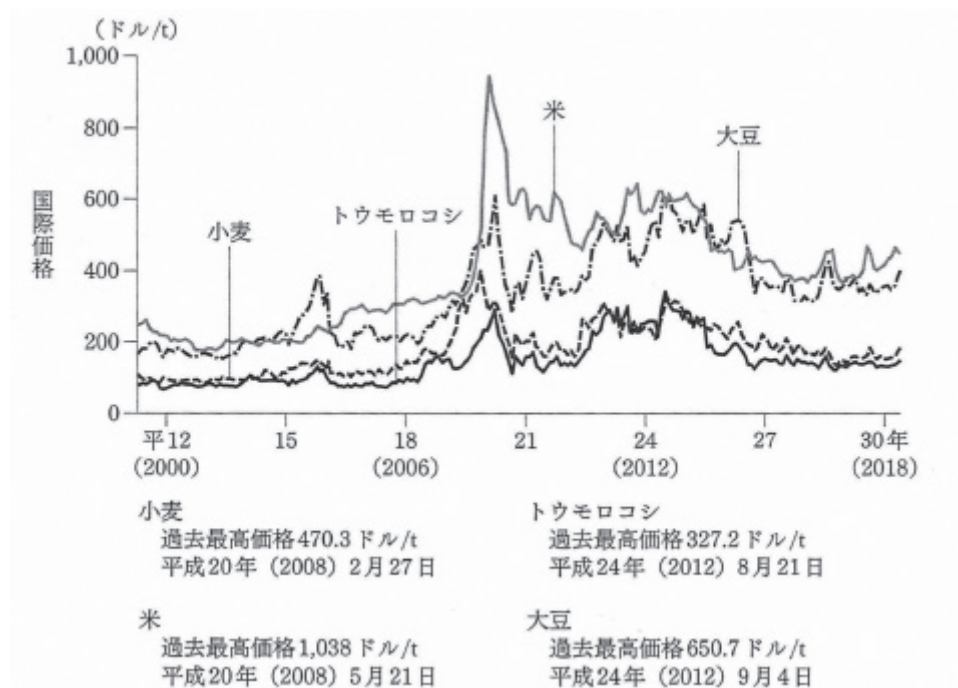
る。農林水産物ならびにその加工・調理品は食品卸売業者を通じて、あるいは直接に取引業者を通じて、外食産業や食品小売業者に卸され、最終的に消費者に販売される。

近年はワインやチーズなど食料品の最終製品での輸入が増えており、これに一次加工品の輸入額を合わせると、この年の食料品の海外からの輸入総額は6兆円である。こうした輸入食品の利用も含めたレストランや飲食店など外食産業の販売額は25兆1千億円である。一方、スーパーマーケットやコンビニエンス・ストア、食料品専門店などの食品小売業者等の販売額は51兆2千億円である。

なお、農業・食料関連産業の規模は平成23年（2011）までは縮小傾向にあったが、この年をボトムに現在は増加傾向にある。平成23年（2011）に比べると平成28年（2016）には総額（名目）で12%増加しており、内訳では農林漁業が11%、食品製造業が10%、関連流通業が13%、外食産業が13%といずれの分野も増加している。

海外からの農林水産物の輸入総額は平成29年（2017）において9兆3,730億円であるが、この2年間はやや足踏み状態が続いている。しかし、品目別に見ると、農畜産物では牛肉、豚肉、鶏肉などはいずれも大きな伸びを示しており、生鮮・乾燥果実や冷凍野菜なども年々伸びている。

内閣府「食と農林漁業に関する世論調査」（平成30年（2018））によれば、農業政策に対する期待の項目では、「農場から食卓まで生産や衛生面の管理を徹底し、安全な農産物や食品を供給すること」（56.2%）が第1位で、次いで「農業の競争力を高めて、国産の農産物を安定的に供給すること」（46.0%）、「耕作放棄地の発生を防止・解消し、農地を維持すること」（38.6%）などが続いている。とくに女性では第1位の「衛生面の管理を徹底して、安全な農産物や食品の供給」の割合が6割を超えている。また、食品の安全に関して不安に感じるということという項目では、「食中毒」（41.7%）、「食品添加物」（37.9%）、「残留農薬」（35.2%）などが上位を占めているが、「輸入食品」（40.3%）という項目が第2位に入っており、女性ではその割合が5割近くに達している。このことは、「輸入食品」の安全性に不安を抱いている消費者が多く、安全な国産農産物の安定供給に対する要望がとくに女性において強いということを示している²⁸⁾。



出所：農林水産省「平成30年版 食料・農業・農村白書」69ページによる（原資料はシカゴ商品取引所及びタイ国家貿易取引委員会資料）。

- 注1）小麦、とうもろこし、大豆の価格は、各月ともシカゴ商品取引所の第Ⅰ金曜日の期近価格。
- 2）米の価格は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第Ⅰ水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格。

図7 穀物等の国際価格の推移（2000～2018年）

ところで、輸入農産物の中で大きな割合（重量ベース）を占めている穀物等の輸入価格は、平成後期にいたると大きな変動をみせ、近年は落ち着きを見せられているものの、平成前期に比べるとやや高値の水準が続いている。図7は21世紀に入ってから現在までの穀物の国際価格の推移を示したものである。ガット・ウルグアイラウンドが合意（平成5年（1993））された年の穀物価格は、1トン当たり小麦123ドル、トウモロコシ92ドル、大豆228ドル、米260ドルであった。その後平成中頃までは、米を除けば多少の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移してきた。しかし、平成18年（2006）～平成19年（2007）と続くオーストラリアの大干ばつや欧州での天候不順などの影響を受けて、いずれの穀物も

価格が高騰している。米は実に1,038ドルという過去最高値をつけ、小麦も470ドルにまで跳ね上がった。その後、持ち直したものの、ロシアの干ばつ、アメリカの高温・乾燥などが発生したために、大豆は651ドル、トウモロコシは327ドルにまで再び急騰した。これらの価格は、ガット・ウルグアイラウンド合意時にはまったく想定されていなかった水準であり、当時に比べると米は4.0倍、大豆は2.9倍、小麦は3.8倍、トウモロコシは3.5倍に高騰したことになる。平成後半の時期は、気候変動などにも影響された穀物価格の大変動時代であったといえる。その後、世界的な小麦・トウモロコシの豊作、大豆の南米での増産やアメリカでの豊作によって価格は落ち着きを取り戻し、平成29年(2017)以降はほぼ横ばいで推移している。しかし、いずれの穀物価格をみても、新興諸国の堅調な需要やエネルギー向け需要などもあって、依然としてやや高値の水準で推移していることがわかる。これからも予想される新興諸国の旺盛な需要等を前提とすれば、穀物等の国際価格はこうした水準のまま推移するか、もしくは上昇するのではないかという予測もある²⁹⁾。

なお、OECD・FAOの今後2028年までの中期見通し³⁰⁾によれば、世界の穀物価格は向こう10年間は0～1%ほど低く維持されると予測している。大きな干ばつや景気後退など予期せぬことが起こらなければ、穀物需要の大きな伸びが見込まれるものの、生産性の向上によって価格は現状で維持されるか、もしくは小麦や米で1%ほど、トウモロコシやその他穀物では僅かながら低位に推移するとしている。その一方で、令和元年(2019)のIPCC「気候変動と土地に関する特別報告書」³¹⁾によれば、地球温暖化による気候変動によって、その影響は地域によって異なるものの、2050年までの間に世界の穀物価格は1～29%の範囲で高騰するだろうと予測している。わが国の小麦、大豆、トウモロコシの輸入への依存度は、現状においては9割前後ときわめて高い割合にある。平成20年代における国際的な穀物価格の高騰は、これらの穀物の原材料価格にも大きな影響を与えており、食品製造業や飼料製造業のさまざまな価格上昇圧力の要因にもなってきた。これらの産業の将来にわたる経営安定と持続性を確保するためにも、輸入には過度に依存しない中長期的な視点をもって、国内生産振興を強化していく必要がある。

4) 食料需給の状況

国民1人当たり供給食料（重量ベース）を品目別にみると、平成初期から後半にかけて大きく増えているのは肉類、牛乳・乳製品であり、次いで鶏卵、小麦、油脂類などである。一方で、大きく減っているのが米、魚介類であり、野菜、果実、豆類、砂糖などもわずかながら減っている。野菜の減少は重量のある根菜類などが大きく減少しているためであり、トマト、イチゴ、葉菜類などでの減少割合は少ない。また、果実ではミカンが大きく減少する一方で、リンゴはわずかながら増加している³²⁾。

わが国の食料自給率は平成30年（2018）年においてカロリーベースで37%、生産額ベースで65%である。食料自給率は昭和の中頃にはカロリーベースで73%、生産額ベースで86%を維持し、食料の大部分を国産でまかなっていた。しかし、その後の農産物貿易の自由化や食生活の変化にともなって、平成初めには前者で49%、後者で75%となり、カロリーベースでは半分以下の自給率にまで低下した。

カロリーベースの自給率は、その後も下がり続けて平成10年（1998）に40%にまで低下した。しかし、その後の20年間はほぼフラットに推移し38～40%を維持してきた。米などの国内生産量は減少し続けていたのであるが、同時に国内消費量の減少も続いていたために、生産量を消費量で除して計算される自給率が見かけ上維持されたためである。しかし、平成30年（2018）には37%にまで低下して、これまでの最低を記録した。

食料自給率低下の要因を作目別の動きでみると、自給率の高い米の消費量が半減したことによって国内供給カロリーが大きく減少したこと、その一方で、消費が大きく伸びた畜産物、油脂、そして近年は消費量が伸びている小麦などは、生産が消費に対応できないために輸入量が増えていること、また、魚介類なども消費の減少が続いていることなどがある。この時期の農産物貿易の自由化や国民の消費生活の変化に対して、国内供給の側が生産性も含めて十分に対応できなかったという厳しい現実もある。もっとも、プラザ合意以降の急激な円高（1ドル＝260円（昭和60年（1985））→84円（平成7年（1995））や、当時のインフレーションなどの影響によって、わが国の農産物価格が国際価格に対して大きく上昇してしまい、そのために国際競争力が急落してしまったとい

う外部的な要因も大きい³³⁾。

アメリカのトウモロコシについては、今世紀に入ってからエタノール需要が増大しつつあり、牛肉についても、アメリカ農務省は中国の輸入量が10年後には2倍に増加すると見通している。中国の牛肉輸入量はすでに日本を上回っているが、近い将来には日本の3倍になると見通しているのである。「米中貿易問題」などがあるとはいえ、これからの新興諸国の経済成長と食料輸入の増大などを考えれば、干ばつ等の不作によって供給量が低下した時など、日本が輸入農産物を「買い負け」する事態が頻発することが懸念されている。

なお、平成27年（2015）の農林水産省「食料・農業・農村基本計画」では、不測の事態が生じた場合、現在の農地で作目構成を変えた時に、国内で最大どの程度の食料供給が可能であるかを示した「食料自給力指標」を試算している。荒廃農地を再生する場合と、現在の農地のみで対応する場合の2つのケースについて、さらにこれを、国民の栄養バランスを考慮するか否か、米・小麦・大豆などを中心に考えるか、いも類だけを中心とするかで、4つのパターンに分けて試算している。それによれば、わが国の食料自給力は栄養バランスを考慮せずいも類を中心に作付けするパターン以外は、国民が必要とする供給熱量（平成27年（2015）は2400Kcal）を賄うことができないという結果になっている。

表3 品目別にみた農業産出額の推移

（単位：億円）

年次	平成 2(1990)	7(1995)	12(2000)	17(2005)	22(2010)	27(2015)	28(2016)
総産出額	114,927	104,498	91,295	85,119	81,214	87,979	92,029
米	31,959	31,861	23,210	19,469	15,517	14,994	16,549
麦類	1,698	843	1,306	1,537	469	432	312
豆類	929	711	1,013	768	619	684	554
いも類	2,388	2,431	2,298	2,016	2,071	2,261	2,372
野菜	25,880	23,978	21,139	20,327	22,485	23,916	25,567
果実	10,451	9,140	8,107	7,274	7,497	7,838	8,333
花き	3,845	4,360	4,466	4,043	3,512	3,529	3,529
畜産	31,303	25,204	24,596	25,057	25,525	31,179	31,626
肉用牛	5,981	4,494	4,564	4,730	4,639	6,886	7,391
乳用牛	9,055	7,917	7,675	7,834	7,725	8,397	8,703
うち生乳	7,634	7,014	6,822	6,759	6,747	7,314	7,391
豚	6,314	5,059	4,616	4,987	5,291	6,214	6,122
鶏肉	3,844	2,915	2,776	2,543	2,933	3,584	3,606
鶏卵	4,778	4,096	4,247	4,346	4,419	5,465	5,148

出所：農林水産省「生産農業所得統計」の各年次版。

以上のような重量およびカロリーベースでみた需給の動向に対して、平成農業の事業活動の成果でもある農業産出額はどのように推移してきたのであろうか。表3によれば、平成前半の農業産出額（名目）は減少傾向で推移していたが、平成22年（2010）の8兆1千億円をボトムに、後半になると増加に転じている。麦や大豆などの穀物類は依然として減少傾向が続いているものの、肉類や野菜、果実の産出額が増加傾向に転じたためである。肉類は平成を折り返す頃から、野菜はそれに数年遅れて、そして後半の10年間には果実も産出額が上向いてきている。それぞれの品目の農業者の数が大きく減り、高齢化も進んでいる中で、近年における気候変動や災害の影響もあって、生産数量が大きく変動し価格が高めに推移していることのほか、消費者が求める品質や食味の良い農畜産物の生産に転換することによって、売り上げを伸ばしている生産者たちが出現しているためである。

農業産出額のボトムであった平成中頃から現在までの動きをみると、肉用牛の産出額が大きく増えており、豚や鶏肉なども増加している。また、野菜ではレタスやホウレンソウなどの葉菜類やトマト、ピーマンなどの果菜類が、果実ではリンゴやブドウなどが増加している。さらに近年は、バレイショやサツマイモなどのいも類についても、産出額が増加に転じている。

平成後期になると、食品・農畜産物のわが国から海外への輸出額も増加しており、輸出総額は平成30年（2018）には9,068億円となった。その内訳は加工食品が3,101億円（34%）、農畜産物が2,560億円（28%）、林産物が376億円（4%）、水産物およびその調整品が3,031億円（33%）である。海外で缶詰などに加工して日本に持ち帰る原材料の輸出もカウントされているようであるが、加工食品ではアルコール飲料や清涼飲料水の輸出が伸びており、前者ではビールや日本酒の伸びが大きい。農畜産物のなかでは畜産物の輸出額が最も多く、このなかでは牛肉のほか、近年は鶏卵が伸びているのが注目される。次いで穀物等や野菜・果実が続いているが、穀物等では輸出振興策にも支えられて米が伸びており、野菜・果実等ではイチゴやキャベツ、メロン、それにサツマイモなどの伸びも注目される。また、ナシやブドウ、モモなども輸出額を伸ばしている。花きの輸出額の大部分は植木等によるものであるが、切り花も近年は輸出額が増加する傾向がみられる。

輸出先国では、中心となる香港、アメリカ、台湾、中国などのほか、韓国、EU、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、オーストラリアなどの国々と地域にも輸出が拡大している。とくに近年は中国への輸出額が大幅に増加しており、アメリカを追い抜いて香港に次ぐ第2位の輸出先国に浮上している³⁴⁾。こうした輸出傾向が中長期的にも定着していくことになるのかどうか、これからの動きに注目していく必要がある。

3. 変貌する平成の暮らしと食

—博報堂「生活定点調査」からみえるもの—

博報堂生活総合研究所が1992年より隔年で実施している「生活定点調査」³⁵⁾によって、都市住民に限定されたデータではあるが、平成の20数年間における人びとの暮らしと食の変化について明らかにしておこう。

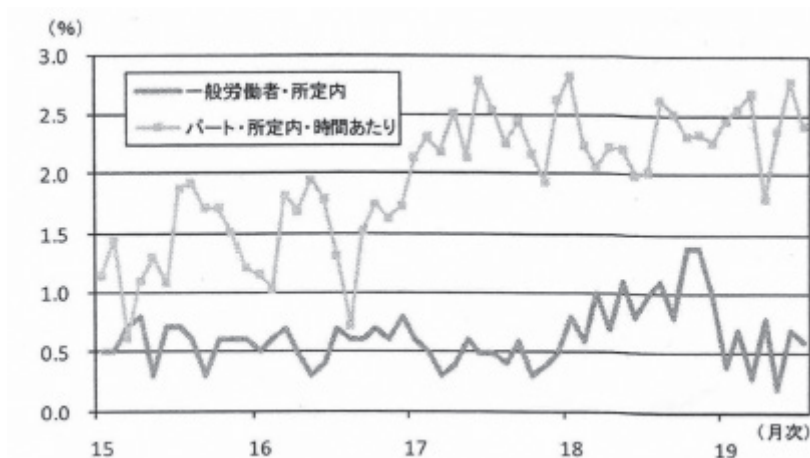
この調査は首都40km圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県）および阪神30km圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）に住む20歳～69歳の男女を対象にしたもので、調査方法は「訪問留置法」である。また、有効回答数は1992～2002年がおおよそ2,000人、2003～2018年がおおよそ3,000人であった。なお、時代の流れに応じて新たな調査項目が追加されているために、項目によっては調査の開始年次や継続年数が異なるものがある。

1) 大きく変わった暮らし方

(1) 生活スタイルの変化

まず「生活は豊かか」という質問に対しては、「豊か」とであると回答した人の割合が平成30年（2018）において59%で、回答した都市住民の6割の人が生活は豊かであると感じている。この数値は調査が始まった平成10年（1998）の53%から平成22年（2010）には51%へと下がる傾向にあったが、この年以降から上昇に転じたものである。東日本大震災（平成23年（2011））頃を境にした数値の変化は、他の質問項目にも同様に表れており、例えば「世の中のことで気がかりなこと不安なこと」という質問に対して、「気がかりなこと不安なことが多い」という回答が平成10年（1998）の68%から平成22年（2010）には

72%へと上昇しているが、その後、平成30年（2018）には58%へと14ポイントも低下しており、また、「世の中のことで喜ばしいことは多いか」という質問に対しても、「喜ばしいことは少ない」と回答した人の割合が、平成10年（1998）から平成22年（2010）までは6割台前半の割合で推移していたものが、平成30年（2018）には39%にまで22ポイントも低下している。



出所：木下茂「力強さ欠く国内経済」（J A 共済総合研究所「共済総研レポート」
No. 165、2019. 10） p. 33（原資料は厚生労働省のデータ）

図8 賃金の動向

こうした回答割合の変化は、この間の賃金水準の動向に関係しているように思われる。この数年における勤労者の賃金水準の推移をみると、一般労働者の所定内賃金はほぼフラットで推移している一方で、賃金水準の低いパート労働者の所定内賃金（時間当たり賃金）は平成29年（2017）以降になるとやや頭打ちとなっているものの、平成23年（2011）以降は、とくにサービス産業や介護、建設などの分野における人手不足なども背景にあって、一貫して上昇する傾向にあった（図8）。前述したように、正規労働者の賃金は平成を通じてほぼ現状維持で停滞していたが、非正規労働者の賃金はゆるやかな上昇傾向にあったのである。

とはいえ、「経済的に余裕があるか」という質問に対しては、「余裕がある」と回答した者の割合はまだ3割以下の水準にとどまっており、平成4年（1992）の30%から平成22年（2010）の20%へと大きく低下した後、平成30年（2018）

には26%にまで上昇するものの、まだ平成4年（1992）の水準にまで回復していない。就業機会の多い首都圏や阪神など都市圏の住民においてさえも、経済的に余裕のない者が多く、格差の拡大の中で生活のダウンサイジングを図りながら、ささやかな「豊かさ」を感じているというのが実態であろう。

平成における生活スタイルの変化をみる項目には、様々な角度からの質問が用意されているが、ここでは最も典型的と思われる「お中元」についてみておこう。「お中元を欠かさず贈っているか」という質問に対して、「贈っている」と回答した者の割合は、平成30年（2018）において25%である。都市圏では4人のうちの3人が、これまでの伝統的な習慣である「お中元」を贈らなくなっているということである。この割合は平成6年（1994）には58%あったものが、わずか20数年間で33ポイントも低下している。しかも30代や40代の世代では7割も減少し、50代でも半減している。お中元やお歳暮を贈るという伝統的な習慣は、平成になると急速に廃れてきていることがわかる。

その一方で、お誕生日やクリスマスに贈るという者が徐々に増えてきているが、こうした贈答に関する変化に加えて、住生活の考え方にも変化がみられる。「純和風の部屋に憧れがあるか」という質問に対して、「憧れがある」と回答した者の割合は、平成4年（1992）の43%から平成30年（2018）には19%となり、24ポイントも減少し、「室内に観葉植物や鉢植えがある」と回答した者の割合も平成4年（1992）の52%から平成30年（2018）には30%へと22ポイント減少している。年代別には、50代や60代でむしろ減少度合いが高いのが特徴である。近年は畳のある部屋や緑のある部屋などを楽しむ余裕がなくなってきたという面もあるが、もともと洋風の機能的な部屋づくりを好む生活スタイルの層が、平成末になって50代や60代の高齢層になってきたという面も大きいのではないだろうか。

こうした変化は「水や空気に不安があるか」や「自然を取り入れた生活をしているか」という質問の回答にも連動しているように思われる。前者の質問に「不安がある」と回答した者の割合は平成10年（1998）の32%から平成30年（2018）には7%へと25ポイントも減少しており、後者では「自然を取り入れた生活をしている」と回答した者の割合も平成10年（1998）の38%から平成30年（2018）には22%へと15ポイント減少している。オープンな環境のもとで生活を楽しむ

生活スタイルから、立地条件などの制約のため、限定された狭いスペースの中で、個人の生活を楽しむ生活スタイルへと変わってきていることをうかがわせる。

平成は人びとの交際や遊びなども大きく変わってきた時代であった。「友人は多ければ多いほどよいと思うか」という質問に対して、「そう思う」と回答した者の割合は平成10年（1998）には57%であったものが、平成30年（2018）には21%へと37ポイントも減少している。多くの友人を持つ幅広い交際から、趣味や生活スタイルの合う特定の友人との交際へと、急速に変わってきていることがわかる。しかも20代や30代だけでなく、高齢層を含む全ての世代において、割合が同じように低下している点が特徴である。また、遊びについても、「家の中よりも、野外で遊ぶ方が好きだ」というアウトドア志向の割合が、平成4年（1992）には45%でおよそ半数近くを占めていたものが、平成30年（2018）には26%へと4分の1へと減少している。とくにかつては6割ほどであった20代の回答割合が、平成末には3割を切っており、若い世代においてアウトドア志向の者が急速に減っているのである。全体として遊びに対する回答割合が大きく落ちており、都市圏に住むという地理的制約を勘案しても、やはりオープンな空間を使った遊びに対する積極性の後退がうかがわれる。

最後に、平成のキーワードの1つともなったボランティアに対する意識についてもみておこう。「ボランティア休暇をとることは社会人として必要かどうか」を尋ねた質問では、「必要だと思う」と回答した者の割合は15%である。この割合は平成10年（1998）の29%に比べると14ポイントも減少しており、職場環境の厳しさがあるとしても、ボランティア休暇をとることへの消極的な姿勢が強くなっていることがわかる。実際にも平成30年（2018）にボランティア（社会奉仕）活動に参加した者の割合はわずか8%である。

（2）消費と社会意識の変化

平成の消費傾向についても多くの質問項目が用意されているが、この時代に大きく変わった象徴的な点は、「普及品より、多少値段がはってもちょっといいものが欲しい」という回答が大きく減り、また「値段が高くても、気に入れば買ってしまおう」という回答も大きく減ったことであろう。前者の回答割合は平成4年（1992）の53%から平成12年（2000）には42%へ半数を割り、わず

か8年間で11ポイント減少した。この割合はその後も減り続けて、平成30年（2018）には31%にまで低下している。また、後者の回答割合も平成4年（1992）の51%から平成30年（2018）には41%にまで減少し、この間の最低を記録している。こうした消費性向の変化は、この間の賃金水準の停滞による家計の引き締めなどがその背景にあるが、一方で、「百円グッズ」なども上手に活用しながらコスパ（cost performance）を重視した新しい生活スタイルへの流れとも考えられる。

しかし、「買うことで人や社会に役立つ商品を買いたい」の回答割合はわずか6%であり、「寄付や募金、クラウドファンディングをしている」の回答割合も8%であって、近年はその割合が減少する傾向にある。さらに「毎月、決まった額の貯金をしている」と回答した者の割合も31%であり、平成4年（1992）の60%から実に29ポイントも減少しており、都市住民であっても多くの者が経済的に余裕のない生活を強いられている厳しい現実がうかがわれる。

ところで、平成における社会意識の大きな変化は、「自分自身の力に自信があるか」という質問に対して、「自信がある」と回答した者の割合が大きく低下したことであろう。この割合はバブル崩壊直後の平成4年（1992）には61%で、当時は6割の者が「自信がある」と答えていた。しかし、平成末の平成30年（2018）には43%にまで減少して、4割の水準にまで落ちている。逆に言えば、現在は都市住民の6割の者が自分自身の力に自信がないと思っているということである。このような意識の変化の背景には、平成の経済が低迷し、正規労働者でも賃金が停滞していること、グローバル化や情報化が進む一方で、人口減少や高齢化などに直面して、日本社会の展望が見いだせなくなっていること等々があるのではないだろうか。こうした中で、「お金がないと幸せになれない」と考えている者が58%に達し、「信じるものは何か」という問いに対しても「お金を信じる」と回答した者の割合が85%に達しており、その割合が近年は増加する傾向にある。この傾向は、「世の中はお金さえあれば何でも出来る」というよりも、むしろ「お金があるから生活が成り立つ」という、より消極的な考えに基づくものではないかと思われる。その一方で、「いくつになっても恋愛をしたい」などロマンを持つ者の割合は、平成10年（1998）には50%と半数いたものが、平成30年（2018）には30%へと20ポイントも減少している。

残念なことではあるが、現実の暮らしの中で夢もロマンも自信も持てずにいる人びとが近年は増えており、その傾向は若年層においてより顕著にみられるのである。

「世界の政治・経済に関心がある」と答えた者の割合は、平成4年（1992）の46%から平成30年（2018）の31%へと15ポイント低下し、「日本の政治・経済に関心がある」と答えた者の割合も、平成4年（1992）の60%から平成30年（2018）の49%へと11ポイント低下している。年代別にみると、60代が両者ともに7割近くの水準にあるのに対して、20代では3割の水準にとどまっており、若い者ほど政治や経済への関心が低くなっている。しかも、40代や50代の中堅どころの年代層においても、関心のある者の割合が大きく低下している点も、見落としてはならないこの時代の実態である。

世界や日本の政治・経済への関心の低下傾向は、マスコミの情報よりも仲間内の情報を重視する最近の傾向とも関連している。「マスコミ情報重視派」なのか「仲間内情報重視派」なのかを聞いた質問では、後者の割合が増加する傾向にある。「仲間内情報重視派」の割合は平成10年（1998）の63%から平成30年（2018）の69%へ6ポイント増加しており、いまや7割の者が仲間内情報重視派であると答えているのである。こうした傾向は、SNSやインターネットなどの情報に依存し、新聞や雑誌などの紙媒体の購読を止める動きとも連動している。

「国や社会を重視する」か「個人生活を重視する」という質問に対しては、その割合はまだ低いものの、個人生活を重視する者の割合が近年は増加する傾向にある。「個人生活重視派」の割合は、平成10年（1998）の26%から平成24年（2012）には20%へと減少した。しかし、それ以降は増加傾向に転じて、平成30年（2018）には35%にまでわずか6年で15ポイントも上昇している。この傾向は若い者ほど顕著であって、20代では48%、30代でも38%に達しており、近年は急速に「個人生活重視派」の数が増加している。そのため、「何か社会のために役立つことをしたい」と回答した者の割合は、平成10年（1998）の46%から、平成30年（2018）には35%へと11ポイント減少し、「社会のために不便をガマンする」と答えた者の割合も、平成10年（1998）の49%から平成24年（2012）には53%へ一時増加するものの、その後は減少傾向に転じて、平成

30年（2018）には45%にまで低下している。「国や社会重視派」がまだ過半を占めてはいるものの、近年は「個人生活重視派」が急速に増えているのである。

ところで「貿易の自由化に賛成しているか」という質問に対して、「賛成である」と答えた者の割合が、平成4年（1992）には48%に達していたものが、その後大きく減少して、平成20年（2008）には23%へと25ポイントも低下し、平成30年（2018）には20%にまで落ちている。言い換えれば、8割の人びとが貿易自由化には賛成しないということである。しかし、こうした動きは積極的な保護主義の主張や反グローバリズムに基づく「貿易自由化反対」というわけではなく、「仲間内情報重視派」や「個人生活重視派」が増えてきている中で、限らないボーダーレス化には何となく不安を感じる「内向き（domestic oriented）」な傾向が、都市住民の中でも強まっているということではないかと考えられる。

なお、平成の時代の働き方の変化をみると、「転勤になったら、家族も一緒に行く方がよい」と回答した者の割合が、平成10年（1998）の64%から平成30年（2018）には38%へと大きく減少し、また、「女性の上司のもとで働くことに抵抗はない」とする者の割合が、平成4年（1992）の34%から平成30年（2018）には70%へと36ポイント増加している。さらに「外国人と一緒に働くことに抵抗はない」とする者が、平成4年（1992）の40%から平成30年（2018）には58%へと18ポイント増加しており、高速交通網の発展や情報化の急速な進展、女性の働き方の変化、国際化の進展などにより、家族の関係や働き方に対する考え方も平成の時代には大きく変わってきていることがわかる。

（3）情報化の進展と暮らし方

平成のインターネットやスマートフォンなどの普及は、人びとの暮らしにも大きな変化をもたらしている。まず「携帯電話やスマホは生活になくてはならないものか」という質問に対して、この質問が始められた平成14年（2002）では「そう思う」と回答した者の割合は34%であった。しかし平成30年（2018）にはそれが65%へと2倍に急上昇している。すでに3人に2人がなくてはならないものと思っており、多くの人びとの生活に定着していることがわかる。しかも20代の回答割合は8割、30～40代でも7割に達しており、とくに若い世代では生活に深く根付いていることがわかる。

また、「オンラインショッピングで買い物をしたか」という質問に対して、「買い物をした」と答えた者の割合は平成12年（2000）にはわずか5%であったものが、平成30年（2018）には54%に達している。いまや2人に1人がオンラインショッピングで買い物をする時代へと急速に変わってきているのであり、その割合は20～40代の世代ではすでに6割を超えている。

こうした情報化の進展の中で、「クレジットカードを使うことに抵抗はない」と答えた者の割合も、平成4年（1992）の28%から平成30年（2018）には59%へと大きく増加し、また、「日常的に電子マネーを使っている」と答えた者は、平成18年（2006）は18%であったものが、平成30年（2018）には48%へと急上昇している。平成後期にいたるとこうした流れがさらに加速しており、わが国は急速にキャッシュレスや電子マネー、仮想通貨（暗号通貨）の時代へと変貌しつつあるが、こうした動きを主導しているのが30代や40代の世代である。情報化の急速な進展の結果、「インターネットによって自分の生活が豊かになった」と回答した者の割合は、平成12年（2000）には13%であったものが、平成30年（2018）になると41%となり3倍の増加となっている。20代の若年層ではこの回答割合がすでに5割を超えている。

なお、こうしたインターネットやスマホなどの急速な普及にともなって、「情報は自分で検索しながら手に入れたい」とする者の割合が増加しつつあり、平成30年（2018）には32%に達している。それに反比例するように、これまでの主要な情報源の一つであった新聞や雑誌などを「購読している」と回答した者の割合が激減している。「新聞を読んでいる」と答えた者の割合は平成18年（2006）において86%で、平成を折り返す頃までは多くの人びとに親しまれていたが、平成30年（2018）には激減して48%になり半数を割っている。年代別には60代では8割、50代では6割の者がまだ読んでいるものの、20代や30代では2割台にまで落ち込んでいる。また、「雑誌を読んでいる」と答えた者の割合も、平成18年（2000）には61%であったが、平成30年（2018）には34%にまで落ちている。かつて雑誌は20代で7割、30代で6割の者が読んでおり、若年層にも広く普及していたが、平成30年（2018）にはこれらの世代でも3割台にまで落ち込んでいるのである。わが国でも、いまや紙を媒体とした情報の世界が大きく縮小しつつあり、インターネットやスマホなどを使った電子情報やデ

デジタル革命の世界へと大きく転換しつつあることがわかる。

(4) 地球環境問題への意識

平成における大きな動きの1つは、地球温暖化や気候変動などの環境問題の顕在化であり、前述したように、平成4年（1992）の地球環境サミット、平成9年（1997）の京都議定書、平成27年（2015）のパリ協定、国連のSDGs（2015）などの取り組みが進められてきた。わが国でも平成5年（1995）に「環境基本法」が制定され、担当部局の環境省が新設された。

しかし、都市住民の近年における環境に対する意識をみると、むしろ後退する動きが見えてくる。例えば、「地球環境の保護について考えているか」という質問に対して、「考えていない」と回答した者の割合が、平成10年（1998）の37%から平成30年（2018）には55%へ18ポイントも増えている。また、「地球環境保護につながる具体的な行動をしているか」という質問に対して、「行動していない」と回答した者の割合は平成4年（1992）の63%から平成20年（2008）までは47%へと低下する傾向にあったものが、それ以降になると大きく上昇するようになり、平成30年（2018）には66%に達している。地球環境問題にたいして、都市住民の5割強の者が「考えていない」と回答し、7割近くの者が「行動もしていない」と答えているのが現状である。

こうした環境問題に対する意識は、都市住民の個々の行動にも表れており、「再利用できるビンを容器として使った方がよい」と答えた者は、平成12年（2000）には52%あったものが、平成30年（2018）には23%へと実に28ポイントも激減している。環境よりも利便性や価格を重視するということであろうか。しかも、こうした傾向が全ての世代においてみられるのである。また、「普段からゴミをあまり出さないように心がけている」と答えた者の割合は、平成12年（2000）の35%から平成30年（2018）の22%へと13ポイントも減っており、しかも一貫して減少する傾向にある。一方で、「自然エネルギー（太陽光など）を積極的に活用すべきである」と思っている者の割合は、平成30年（2018）において60%で高い水準にあるものの、この割合も、この質問が始められた平成24年（2012）の69%に比べると、わずか6年間で9ポイントも低下している。

2) 大きく変わった平成の食

以上のような平成における暮らし方の大きな変化の中で、人々の食についてはどのように変わってきたのであろうか。

(1) 食習慣の変化

日本型食生活は「家族そろっての食事」や「家族団らん」がその基本に考えられていたが、こうした食習慣も近年は大きく変貌してきている。「外食よりも家で食べる食事の方が好き」と答えた者の割合は、平成10年(1998)年には65%あったものが、平成30年(2018)には47%に減少している。かつては多数派であった家庭での食事派が、いまや少数派になってきているのである。こうした動きに加えて、「ひとりで外食をすることに抵抗はない」と答えた者の割合も、平成30年(2018)には49%に達しており、また、「紹介記事や番組をみて飲食店へ行った」という回答も平成10年(1998)に比べると6ポイント上昇して29%になっている。共働き世帯の増加や生活スタイルの変化などによって、食習慣も近年は大きく変わってきていることがわかる。また、「健康に気をつけた食事をしている」と答えた者の割合をみると、平成4年(1992)には57%あったものが、平成30年(2018)には34%と23ポイント減少しており、「食品を買うときには商品表示をよくみている」と答えた者の割合も、平成10年(1998)の55%から平成30年(2018)には40%へと大きく減少している。平成中頃における「食品安全基本法」の制定や消費者庁の新設など、食品安全に係る取り組みの強化によって、国産農産物や食品に対する消費者の信頼が高まっていることもあるが、その一方で、家計や生活時間に余裕のない世帯が増えていることも、その背景にあるのではないかと思われる。「必要な栄養がとれているか不安に思うことがある」と回答した者の割合も、平成10年(1998)の40%から平成30年(2018)には27%となり13ポイント減少しており、「食品やその素材に不安がある」と答えた者の割合も、平成10年(1998)の18%から平成30年(2018)の7%へと11ポイントも減少しているのも、こうした文脈の中で理解する必要があるのではないだろうか。

一方で、「コンビニエンスストアの食品は自分の食生活には必要だ」という回答の割合が、平成10年(1998)の14%から平成30年(2018)には20%にまで増加している。年代別にみると20代などの若年層で高いものの、近年は60代の高齢層でもこの割合が高まっており、若年層だけでなく中高年齢層においても单身

世帯が近年は増加していることがその背景にあるためであろう。

(2) 和食から洋食への大転換

平成の時代は、人びとの食品に対する嗜好の変化が大きく進んだ時代でもあった。まず、「お米を1日1度は食べないと気がすまない」と回答した者の割合が、平成4年(1992)の71%から平成30年(2018)には48%へとわずか20数年の間に、23ポイントも低下して半数を割ったことが注目される。しかも、この割合が若い世代よりも50代や60代の高齢層で著しく低下している点が平成における大きな特徴である。わが国の米消費量は毎年8～9万トンずつ減少しているが、実は若年層よりも高齢者層で大きく「米離れ」が進んでいるということである。こうした動きと連動して、「和風料理が好き」と答えた者の割合も、平成10年(1998)の66%から平成30年(2018)には45%へと21ポイント減少して、こちらもいまや半数を割っている。これを年代別にみると、やはり50代や60代でその減少率が高い。お米を1日1度は食べる人たちも、和風料理を好む人たちも、その割合が平成末には半数を割っており、しかも高齢者ほどその減少傾向が著しいというのが、平成における食の動きである。さらに「母や祖母・姑などから伝わった「わが家の伝統料理」がある」と回答した者の割合も、平成6年(1994)の30%から平成30年(2018)の19%へと11ポイント減少しているが、やはりこの項目でも、高齢者の減少割合が高い。もっとも、本稿では紙数の関係もあって、平成初めと平成末の20年間という期間の変化をみているために、例えば、50代や60代の者自身における嗜好の変化だけでなく、10年前や20年前の30代や40代の者の嗜好が、1つあるいは2つ上の世代に移行した結果でもあるという点にも注意する必要がある。

なお、「料理のレシピサイトやブログが私の「料理の先生」である」という項目や、「調理済食品(レトルト、冷凍食品、総菜など)をよく使う」という項目に対する回答割合も近年は大きく増加する傾向にある。先述した情報化の進展や食の外部化などに伴う食習慣の変化であろう。その一方で、「自然食品(オーガニック、無添加食品など)をよく利用する」と回答した者の割合が、平成10年(1998)の23%から平成30年(2018)の12%へと半減している。「自然食品」を利用する者の割合が都市住民のわずか1割余にまで減少しているが、近年は「価格」が最優先に考えられる傾向にある点のほか、都市住民の中でなぜ有機農産

表4 好きな料理の順位の変化（1998～2018年）

順位	品 目	順位	品 目	順位の変化
1998 年		2018 年		1998 → 2018
1	寿司	1	寿司	－
2	刺身	2	焼き肉	5
3	味噌汁	3	ぎょうざ	5
4	漬け物	4	カレーライス	8
5	豆腐	5	ラーメン	5
6	うどん・そば	6	刺身	△ 4
7	焼き肉	7	うどん・そば	△ 1
8	ぎょうざ	8	パスタ	12
9	焼き魚	9	サラダ	2
10	ラーメン	10	ハンバーグ	15
11	サラダ	11	味噌汁	△ 8
12	カレーライス	12	ステーキ	6
13	納豆	13	とんかつ	6
14	天ぷら	14	天ぷら	－
15	炊き込みご飯	15	納豆	△ 2
16	野菜の煮物	16	チャーハン	7
17	酢の物	17	豆腐	△ 12
18	ステーキ	18	丼物	△ 4
19	とんかつ	19	ピザ	8
20	パスタ	20	炊き込みご飯	△ 5
21	魚の煮物	21	焼き魚	△ 12
22	丼物	22	漬け物	△ 18
23	チャーハン	23	グラタン	3
24	サンドイッチ	24	サンドイッチ	－
25	ハンバーグ	25	ハンバーガー	3
26	グラタン	26	酢の物	△ 9
27	ピザ	27	野菜の煮物	△ 11
28	ハンバーガー	28	魚の煮物	△ 7

出所：博報堂生活総合研究所による定点調査「生活定点」1992～2018 から作成した。

物などの需要が低迷しているのかについては、今後の検討が必要とされる。

「生活定点調査」における「食」のカテゴリーでは、「好きな料理」についても質問しており、あらかじめ料理の品目を提示した上で、その中から「好きな料理」を複数品目選ぶ方式で調査が行われている。平成30年(2018)調査で回答割合の高かった28品目を取りあげ、平成10年(1998)から20年間の順位の変化を整理して示したものが表4である。品目のうち枠内を白地で示したものが和食であり、灰色で示したものが洋食(中華を含む)である。平成10年(1998)から20年間の順位の変化をみると、洋食ではサンドイッチを除くすべての品目で順位を上げており、和食では寿司とてんぷらを除くすべての品目で順位を落としている。順位を大きく上げたのはハンバーグ、パスタ、カレーライス、ピザなど

であり、順位を大きく落としたのは漬け物、焼き魚、豆腐、野菜の煮物などである。それぞれの年次でトップ10の品目をみると、平成10年(1998)では寿司、刺身、みそ汁、漬け物など和食が7品目、焼き肉、ギョウザなど洋食が3品目であったのに対して、平成30年(2018)になるとカレーライス、パスタ、ハンバーグなど洋食が7品目、寿司、刺身など和食が3品目となり、両者の立場が大きく逆転している。わずか20年の間に好きな料理が和食から洋食へと大きく転換していることがわかる。かつてはよく家庭で食べられていた焼き魚や漬け物、野菜や魚の煮物などが、いまやマイナーな品目になり、好きな料理として上げる者の割合が大きく減少しているのである。

好きな和・洋料理の変化を年代別にみるために、和食ならびに洋食のそれぞれについて、平成30年(2018)における上位10品目を取り上げ、それぞれについての好きな割合の変化を年代別に整理して示したものが表5である。まず和食であるが、上位10品目の好きな割合の平均値は、平成10年(1998)では58.8%、平成22年(2010)では55.0%、平成30年(2018)では46.7%であった。平成10年(1998)から平成22年(2010)を前期、平成22年(2010)から平成30年(2018)を後期とすると、前期の減少幅はマイナス3.8ポイント、後期のそれはマイナス8.3ポイントで、全体ではマイナス12.1ポイントである。和食は前期に比べると後期における減少幅の方が大きいことがわかる。これを年代別にみると、全期にわたり最も減少幅の大きな年代は50代であり、これに40代、60代が続いている。年代別の好きな割合の平均値は20代が最も低く、年代が上がるごとに少しずつ高くなる昇順となっている。しかし、減少幅をみると高齢層の方がむしろ高いことがわかる。「和食離れ」は若年層よりも高齢層の方でより強く進んでいたことがわかる。その結果、和食の好きな割合は50代でも60代でも5割程度にまで落ちており、年代による格差が縮まっている。

一方、洋食(中華を含む)であるが、上位10品目の好きな割合の平均値は、平成10年(1998)では45.1%、平成22年(2010)では52.4%、平成30年(2018)では53.9%であった。和食がこの間に半数を割るレベルにまで落ちたのに対して、洋食は逆に半数を上回るレベルにまで上昇して、和食と洋食の位置が逆転している。時期別の変動幅をみると、前期がプラス7.4ポイント、後期がプラス1.5ポイント、全体では8.9ポイントの増加である。洋食では前期の増加幅の方が

表5 年代別にみた好きな和洋料理の変化（1998～2018年）

和洋別	年代	年次	好きな割合(%)	1998-2010年の増減	2010-2018年の増減
和食 上位 10品目	全体	1998	58.8		
		2010	55.0	-3.8	
		2018	46.7	-8.3	-12.1
	20代	1998	48.9		
		2010	48.0	-0.9	
		2018	38.0	-10.0	-10.9
	30代	1998	51.6		
		2010	50.6	-1.0	
		2018	45.2	-5.4	-6.4
	40代	1998	59.2		
		2010	52.6	-6.6	
		2018	44.6	-8.0	-14.6
	50代	1998	69.0		
		2010	58.6	-10.5	
		2018	50.9	-7.7	-18.1
	60代	1998	68.4		
		2010	64.9	-3.5	
		2018	54.3	-10.5	-14.1

和洋別	年代	年次	好きな割合(%)	1998-2010年の増減	2010-2018年の増減
洋食 上位 10品目	全体	1998	45.1		
		2010	52.4	7.4	
		2018	53.9	1.5	8.9
	20代	1998	58.3		
		2010	62.8	4.5	
		2018	59.9	-2.9	1.6
	30代	1998	55.8		
		2010	61.3	5.5	
		2018	60.0	-1.3	4.3
	40代	1998	44.7		
		2010	55.2	10.6	
		2018	54.8	-0.4	10.2
	50代	1998	34.2		
		2010	46.4	12.2	
		2018	51.7	5.3	17.6
	60代	1998	26.7		
		2010	36.6	9.9	
		2018	43.5	6.9	16.8

出所：表4に同じ。

後期に比べて大きい。これを年代別にみると、全期にわたり最も増加幅の大きかった年代は50代であり、これに60代、40代が続いている。しかし、前期には全世代において大きく増加するものの、後期になると20代、30代、40代ではむしろマイナスになっていることがわかる。好きな割合の平均値は20代が最も高く、年代が上がるにつれて平均値は低くなるという降順になっている。しかし増加幅の方は若年層で低く、高齢層で高いという傾向がみられ、高齢層の方が洋食へのシフトが大きく進んでいることがわかる。その結果、40代や50代の層でも洋食の好きな割合が半数を上回るようになり、年代による格差は縮小する傾向にある。

なお、先にみたように、後期には20代、30代、40代では洋食の好きな割合がマイナスになっているが、こうした動きが今後の洋食増加の動向にどのように影響するのか、今後の推移に注目していく必要があろう。

(3) 高齢者層で激減した米消費

厚生労働省「国民健康・栄養調査」によって米の消費量の動向を分析した青柳（2018）³⁶⁾によれば、「90年代後半の米類の摂取量は、10代後半（15～19歳）では-----横ばい気味であるものの、他の年齢階層ではすべて減少傾向」にあり、しかも「50代、60代の減少度合いがとくに大きい」という。その結果、平成20年（2008）頃を境にして、それまで高かった中高年世代の米摂取量が20代、30代のそれをも下まわるようになり、両者の摂取量の格差が年々拡大しているという。その一方で、肉類の摂取量が増加する傾向にあるが、「増加の度合いは中高年世代で顕著であり、20、30代<40、50代<60代、70歳以上という大きな世代間格差が見られ」、平成22年（2010）頃までは「40代の摂取量が先行して増大し、それ以降は50、60代、70歳以上の摂取量が急増する」という。そして「他の食品（とくに肉類）の消費増大が米消費の減少分を相殺して食品摂取熱量は微増に反転した」と指摘している。

以上の点は、お米を1日1度は食べる人たちも、和風料理を好む人たちも、50代や60代でその減少率が最も高かったという点や、洋食料理の好きな割合の増加率も50代や60代で最も高かったという点など、「生活定点調査」の結果とも一致している。

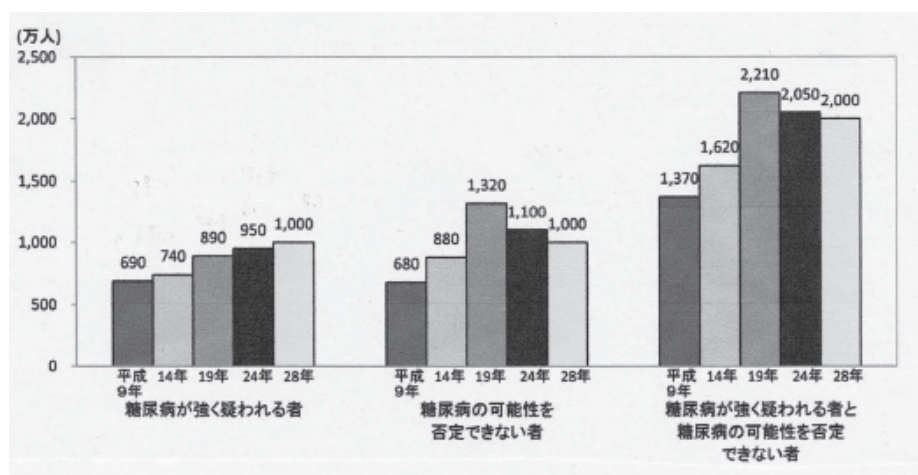
現在では、炭水化物などの糖質のみを摂取制限する「ロカボ（Low-

carbohydrate)」は、日本糖尿病学会などでもその効果や安全性が不明であるとして推奨されていない³⁷⁾が、米の使用を抑えた「低糖質」食品が現在でも売り出されており、筆者の住む市役所の広報でも、健康づくりのために「毎食ご飯を一口ずつ減らしましょう」と呼びかけている。まだ「低糖質」が肥満や糖尿病などの第1の対策にあげられているものもあり、炭水化物の摂取量を減らすことが唯一の方法であるかのような風潮もみられるのである。

こうした流れも背景にあって、米の摂取量を減らす動きがとくに高齢層で顕著であるが、しかし、10代後半（15～19歳）では米の摂取量はまったく減っておらず、大きく減らしているのはいわゆる戦後の「パン給食世代」の高齢層であって、その後の「米飯給食世代」の中年層ではそれほどは減っていないという³⁸⁾。そのため、若年世代から中年世代、そして高齢世代へと人口構成が移行していく中で、米の消費量減少の動きはいずれは底を打つのではないかと指摘されている。わが国においてこうした状況が近い将来に実現することを期待したいところである。

(4) 平成に急増した糖尿病

ところで、糖尿病患者ならびにその予備軍（「糖尿病が強く疑われる者」ならびに「糖尿病の可能性を否定できない者」）の推計人口の推移を示したものが図9である。糖尿病の発症には遺伝的要因と環境的要因があるが、環境的要



出所：厚生労働省「平成28年国民健康・栄養調査結果の概要」p8による。

図9 糖尿病及びその可能性がある者の推計人数の推移

因としては運動不足、食生活の欧米化、脂肪摂取量の増加などが指摘され、また、栄養バランスの偏った食事や食物繊維の摂取不足なども発症要因に関与しているという。「糖尿病が強く疑われる者」の数は平成9年(1997)の690万人から平成19年(2007)には890万人となり29%増加し、平成28年(2016)には1,000万人となって12%増加している。また、「糖尿病の可能性を否定できない者」の数は平成9年(1997)の680万人から平成19年(2007)には1,320万人と2倍に急増した後、平成28年(2016)には1,000万人へと逆に24%減少している。

このように、わが国で糖尿病患者ならびにその予備軍が激増したのは90年代後半から2000年初めにかけての平成前半の時期であったことがわかる。この前後に厚生労働省の調査精度が向上して、正確な人数把握ができるようになったという面も否定できないが、実際にもこの時期には糖尿病患者ならびにその予備軍が大きく増加して社会問題として広く認識されるようになったということであろう。平成19年(2007)以降も「糖尿病が強く疑われる者」の数は増加しているが、その増加率は下がる傾向にあり、「糖尿病の可能性を否定できない者」の数は減少に転じている。

表6 糖尿病及びその可能性がある者の年代別にみた割合

(単位：％)

年 次		総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成17年(2005)		12.2	2.0	3.5	7.0	15.3	18.9	18.7
平成22年(2010)		27.5	1.7	6.1	15.3	24.5	36.9	40.3
平成30年(2018)		29.8	3.3	5.6	11.0	26.4	35.0	43.7
増 減	(平成17～22年)	15.3	△0.3	2.6	8.3	9.2	18.0	21.6
	(平成22～30年)	2.3	1.6	△0.5	△4.3	1.9	△1.9	3.4
	平成17～30年	17.6	2.1	2.1	4.0	11.1	16.1	25.0

出所：厚生労働省「国民健康・栄養調査」の各年次版による。

全国に2,000万人いる糖尿病患者ならびにその予備軍の割合を年代別に示したものが表6である。平成17年(2005)のデータと、平成22年(2010)および平成30年(2018)のデータとは調査方法が異なるために厳密な比較はできないが、傾向としてみれば平成17年(2005)から平成22年(2010)にかけて大きく増えていることがうかがわれる。しかもそれは60代や70代などの高齢層になるほど著しくなっている。こうした動きは、先述したこの時期における食の変化とも大きく関連しているのではないだろうか。先にみたように、この時期に洋食へのシフ

トが大きく進み、しかも高齢層ほどそれが顕著であった。平成22年(2010)から平成30年(2018)の時期になるとこの動きは緩やかになり、30代や40代ではむしろ割合が減少している。その結果、若年層と高齢層との糖尿病ならびにその予備軍の割合の格差が益々拡大する傾向にあり、高齢層では50代の4人に1人、60歳以上の3人に1人が糖尿病ならびにその予備軍になっていることがわかる。

以上のように、和食から洋食へと食の嗜好が大きく進展する90年代後半から2000年初めにかけての時期と、糖尿病ならびにその予備軍の数が大きく増える時期とが重なることから、その直接的な因果関係の説明はできないものの、両者には大きな関係があったのではないかと推察されるのである。

4. 変貌する平成の農業（1）

これまでわが国の経済社会の動向とその特徴について概観した後、その中で進んだ家族構成の変化や食の外部化・簡便化の動き、またO-157などによる食中毒事件や牛海綿状脳症（BSE）の発生を受けて進められた食の安全・安心対策の状況などについて明らかにしてきた。そして、同時に進んだ生活スタイルや社会意識の変化、和食から洋食への転換などに象徴される食の変貌の実態をも明らかにしてきた。以下では、こうした動きと相互に関連しながら進んだ平成農業の変貌について明らかにしたい。まずその前段として、平成の農業政策の変遷と農業技術の開発・普及の動きについてまとめておこう。

1) 平成の農業政策の変遷

平成における農業政策の大きな画期は、平成11年（1999）の「食料・農業・農村基本法」（以下、新基本法）の制定である。農業者と他産業従事者との所得均衡、果樹や畜産などの選択的拡大を目標に、昭和36年（1961）に制定された「農業基本法」（以下、旧基本法）に対して、新基本法では「食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村振興」を4つの柱に、消費者重視の食料政策の展開、望ましい農業構造の確立、自然循環機能の維持増進、中山間地域の不利補正など、国民生活と農村、環境などを重視したより包括的な政策体系となっている。

新基本法の萌芽は昭和後期の「80年代農政の基本方向」（昭和55年（1980）農政審議会答申）においてみられ、従来の生産性の高い農業の実現のほかに、食料の安定供給と安全保障（食料自給力の維持強化）、健康的で豊かな食生活の保障（日本型食生活の重要性）、緑資源の維持など、国民生活にも軸足をおいた新しい課題が提起されている。こうした提言をまとめた「新しい食料・農業・農村政策の方向」（「新政策」平成4年（1992））では、農業経営体の育成と農地の効率的利用、環境保全に資する農業、農村の定住条件の確保、中山間地域対策などを重点課題としている。この「新政策」に基づき、平成5年（1993）には意欲と能力のある農業者を認定する認定農業者制度の創設を含む「農業経営基盤強化促進法」が改正され、平成7年（1995）には食糧の国家統制を目的にしていた「食糧管理法」が廃止され、食糧の自由な生産と販売を旨とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）が新たに施行された。

なお、これにさかのぼる平成2年（1990）には市民農園の整備を推進するための「市民農園整備促進法」が、平成6年（1994）には国民のグリーツーリズムを推進するための「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定されている。この時期は、バブル崩壊直後とはいえ、内閣府が毎年行っている「世論調査」で、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する人びとの割合が大きく増えた最後の時代でもあった。「心の豊かさ」を重視する人びとの割合は、この時期を境に以降は低迷している。

牛肉・オレンジの自由化（昭和63年（1998））やガット・ウルグアイラウンド農業合意（平成5年（1993））など農産物貿易の自由化が進められる中で、食のボーダーレス化の進展を背景に、平成12年（2000）には92年ぶりとなる口蹄疫が発生、平成13年（2001）には国内初となるBSE（牛海綿状脳症）が発生、さらに輸入食品の残留農薬問題なども発生して、前述したように、21世紀初頭は国民の食の安全に対する不安が大きく高まる時代でもあった。このため平成14年（2002）に食品のトレーサビリティ・システムの導入や食品表示の信頼回復などの改革をめざす「食」と「農」の再生プラン」が策定され、前述したように、平成15年（2003）には「食品安全基本法」が制定された。

新基本法が制定された直後の平成12年（2000）には、初めての直接支払い（Direct payment）による「中山間地域等直接支払制度」が開始されるが、そ

の一方で、実需者や消費者のニーズに応じた米を自主的に生産する体制への移行をめざした「米政策改革大綱」（平成14年（2002））も決定された。さらに平成15年（2003）には農地リース方式により一般法人の農業参入を可能とする「構造改革特別区域法」が制定され、平成17年（2005）にはその全国展開が認められている。平成の前半の時期は、条件不利地域対策などをも視野に入れながらも、消費者のニーズに応じた自主的生産の方向に大きく舵を切ろうとした時期でもあった。

水田農業の分野では、平成17年（2005）の「食料・農業・農村基本計画」で明記された「品目横断的な経営安定対策への移行」に基づき、同年に「経営所得安定対策等大綱」が決定され、これにより平成19年（2007）から「品目横断的な経営安定対策」と「農地・水・環境保全向上対策」などが導入されている。また、政権が民主党政権に交代した平成22年（2010）には、水田農業を対象にした農業者戸別所得補償のモデル事業を経て、平成23年（2011）からは麦、大豆等の畑作物にも対象を広げた「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されている。減反政策の維持を前提とした農業者への戸別所得補償や、環境保全型農業直接支払交付金など「直接支払政策」が、わが国でも全国の農業者を対象に広く導入された時期であった。

一方、他の分野の価格変動等に対する経営支援施策としては、園芸では野菜価格安定対策事業、果樹・茶支援対策事業などが実施され、酪農では加工原料乳生産者補給金や加工原料乳等生産者経営安定対策事業、持続的酪農経営支援事業などが実施されている。

肉用牛では肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）や肉用牛子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援事業などが実施され、養豚や養鶏でも養豚経営安定対策事業（豚マルキン）、鶏卵生産者経営安定対策事業などがある。さらに食肉や配合飼料の分野でも価格安定制度が実施されている。

平成31年（2019）になると、青色申告を行っている農業者を対象にした農業保険制度が新しく始められた。これは肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除くすべての農産物を補償の対象にしたものであり、花きやシイタケなども含まれている（ただし、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度との併用は不可で、どちらかを選択）。補償については、経営の過去5年間の平均収入を基準にして、

掛け捨て方式の場合は、その年の経営収入が基準収入の8割を下回った場合に最高で9割の支払いが行われ、積み立て方式の場合は、9割を下回った場合に最高で9割の支払いが行われるというものである。

ところで、1970年代から農業者自身による直売や加工・販売事業、そして平成に入ると農業体験や農家民泊などが盛んになり、こうした事業による年間販売額が、後に詳述するように、いまや2兆円を超えるようになった。これらの取り組みを支援しているのが平成20年（2008）に制定された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律」（農商工等連携促進法）であり、平成22年（2010）の「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）である。

平成24年（2012）に政権が再び自由民主党へ交代して以降、農業・農村政策の立案・推進主体が大きく代わり、また、政策スタンスも大きく変わってきた。平成25年（2013）の「農林水産業・地域の活力創造プラン」は首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」（首相官邸）が産業競争力会議や規制改革会議、そして農林水産省の攻めの農林水産業推進本部の意見を聞きながら決定したものである。このプランでは、農林水産業を産業として強く育てていく政策（産業政策）と、国土保全など多面的機能を発揮するための政策（地域政策）の2つを車の両輪とし、国内外の需要拡大（輸出促進、地産地消など）、農林水産物の付加価値向上（六次産業化などの推進）、多面的機能の維持発揮（日本型直接支払制度の創設など）、生産現場の強化（離農農家の農地を集積して担い手に円滑に再委託する農地中間管理機構の活用など）を4本の柱に掲げている。

このプランの策定を受けて、農林水産省では土地利用型農業を対象とした施策として、①農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積、②経営所得安定対策の見直し（米の直接支払交付金の廃止など）、③水田のフル活用と米政策の見直し（行政による米の生産目標数量配分の廃止など）、④日本型直接支払制度の創設の4つの改革を推進している。戸別所得補償を引き継いだ米の直接支払交付金を廃止するとともに、国が生産目標数量を配分してきたいわゆる“減反政策”も廃止するという、これまでの米政策の大きな転換が行われた。

さらに平成28年（2016）には、生産資材価格の切下げ、流通・加工の構造改革、人材力の強化、戦略的輸出体制の整備、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入などを内容とする「農業競争力強化プログラム」が決定され、「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂版）」に盛り込まれるとともに、平成29年（2017）には、農業資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革など、農業者の努力では解決できない構造的問題を解決する「農業競争力強化支援法」が成立した。

平成29年（2017）11月にアメリカを除く11か国で大筋合意し、翌年12月に発効したTPP11協定に対する国内対策については、平成27年（2015）の「総合的なTPP等関連政策大綱」が、平成29年（2017）には日・EU・EPA対策をも含む政策大綱として改訂された。この大綱の農林水産関連では、まず「強い農林水産業の構築（体質強化対策）」を掲げ、その内容として、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、国際競争力のある産地イノベーションの促進、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓など、6項目を重点対策としてあげている。また、「経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）」では、国別枠の輸入量に相当する国産米の備蓄買い入れ、パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引き下げ、牛・豚マルキンの法制化と補填率の引き上げ、液状乳製品を追加した新たな加工原料乳生産者補給金制度の実施、加糖調製品を調製金の対象に追加、などの対策をあげている。このための予算措置としては、平成27年（2015）度から30年（2018）度までの補正予算で毎年3,100～3,400億円が計上されており、4ヵ年の予算総額は1兆3,000億円となっている。

2）農業技術の開発と普及

平成期に開発・普及が進んだ農業技術にはきわめて多様なものがある。こうした平成農業技術の特徴をまとめると、以下のように整理できよう³⁹⁾。

(1) 食の多様なニーズへの対応

まず第1は、平成期には消費者の多様化したニーズに対応するための技術の開発・普及が進んだことである。その1つは、バブル崩壊後の経済停滞期にお

いても求められていた高品質・良食味の農産物のニーズに対応するための技術の開発・普及である。そして2つは単独世帯や共働き世帯の増加など世帯構成の変化や食生活の変化にともなう食の外部化や簡便化に対応するための技術の開発・普及、3つは安全・安心な食、あるいは健康志向の食に対応するための技術の開発・普及である。以下、それぞれの課題ごとに、幾つかの事例を紹介しておこう。

(ア) 高品質・良食味の農産物の生産

同じ農産物でもできるだけ質がよく美味しいものを食べたいと願う消費者の要望に応じて、平成においても高品質・良食味の農産物の開発・普及が進められてきた。まず水田作では、食味の優れた米品種の開発と導入が進められた。とくに北海道では低アミロース性の導入による良食味米の「ゆめぴりか」などが育成された。かつて北海道産米は「猫またぎ」と揶揄されるほど味の悪い米の代表であったが、平成に入ると良食味米の代表的な大産地に変身している。また、全国のそれぞれの地域でも「つや姫」(山形県)や「青天の霹靂」(青森県)など新品種が育成され、地域ブランド米の競争が激しくなっている。これに対応して、玄米のタンパク含量を低く抑える食味重視の栽培法なども開発・普及している。

畑作では、「きたほなみ」など、オーストラリア産コムギ(A S W)の品質を上回る良質めん用コムギの品種が育成され、大面積に普及するようになった。また、製パン性が画期的に改善されている国産の春播きコムギ「春よ恋」や秋播きコムギ「ゆめちから」が育成された。

サツマイモでは、若い世代の人たちに甘くネットリしたイモが好まれることから、高糖度、ネットリ系の「べにまさり」や「べにはるか」が育成された。これに加えて、移動販売用の電気オープン式焼きいも機が開発され、また、これに対応した周年出荷体制も構築されたことから、スーパーでの焼きいも店頭販売が急速に増加している。また、ジャガイモでも、紫色の「インカパープル」、赤色の「インカレッド」、異なる風味で甘い「インカのめざめ」など、カラフルなポテトが登場し、食卓に花をそえている。

花き作では、平成に入りこれまでは難しいとされてきた青色品種が作出された。遺伝子組換え技術によって青紫色のカーネーションとバラの実用品種が開

発され、また、近年は青色のキクも作出されている。さらに、日本原産のリンドウ、日本固有種のアジサイ、アメリカ原産ではあるが日本人が開発したトルコギキョウ、岩手県の「安代リンドウ」などで新たな品種改良が進み、国内だけでなく世界にも販売が広がっている。

消費者が要望している切り花の日持ち性については、前処理剤や品質保持剤の開発、日持ち保証販売に対応した品質管理、そしてバケット輸送、湿式縦箱・横箱など輸送容器の改善などを通じて、日持ち性が大きく改善されている。

果樹作では、根元にマルチシートを張り、自動で点滴かん水と施肥を同時に行う「周年マルチ点滴かん水同時施肥法」（マルドリ栽培）が開発され、糖度の高い均質なミカン栽培が可能となった。また、中晩柑では「不知火（しらぬひ）」、「はるみ」、「せとか」、「せとみ」、「甘平」など、高品質な中晩柑が次々と育成され、さらに長野県の「シナノスイート」や「シナノゴールド」など食味のよい中生リンゴも新たに育成されている。

平成に入ると、カンキツやモモ、ナシ、リンゴの選果場では、光センサーによる非破壊内部品質選別機の導入が進んでおり、迅速で正確な品質評価によって、糖度保証など消費者の商品選択の自由度を高めている。

（イ）食の外部化・簡便化への対応

水田作では、外食産業や中食産業などで使われる業務用向け多収・良食味米品種「あきだわら」や「つきあかり」が育成され、さらに「金のいぶき」は炊飯器の白米モードで玄米炊飯ができる食べやすい玄米食品種として、寿司用としては「笑みの絆」、米粉パン用では「ゆめふわり」などの品種が育成されている。

加工・業務用野菜では、食べ頃期間が長いこと、果肉の硬さ・色・糖度等に個体のバラツキが少ないこと（カット適応性）、そして周年供給が可能で加工適性が高いなどの品種が求められている。そのため「カット適性」の高いスイカの品種が育成され、メロン、カボチャ、キャベツ、ハクサイ、ダイコン等にも広がっている。一方、野菜でも周年供給が求められていることから、キャベツを4～5月に出荷できる寒玉系の「夢ころも」や「新緑」、カボチャでは1～3月の端境期対策のための「ジェジェJ」が育成されている。

花き作でも、日長処理の開花調節技術によるダリアの連続出荷やトルコギキョウ切り花の品質維持、温度制御の開花調節技術によるコショウランの花芽

形成促進、氷温貯蔵によるユリの抑制栽培技術などが開発・普及され、また、植物調節剤を利用した開花調節技術などにより、いつでも好みの花を手軽に飾りたいという消費者の需要に応じた周年生産・安定供給が大きく進展している。

果樹作では、手軽な「食べやすさ」に対応する品種の育成が進んだ。ブドウの「シャインマスカット」は皮ごと食べられること、種なしであること、また、ニホングリの「ぼろたん」は渋皮まできれいに剥けること、カンキツの「せとか」は剥けやすく、種なしで袋ごと食べられることなど、食の簡便化に合わせた品種が消費者に好まれている。

(ウ) 食の安全・安心と健康志向への対応

平成期においては、すべての農畜産物において減農薬・減化学肥料など食の安全・安心をめざした技術開発とその普及が進んでいるが、とくに野菜作では、総合的防除管理（IPM）、特別栽培農産物等の取り組みが進められた。総合的防除管理のうち、生物的防除法では天敵やフェロモンの利用、微生物剤の利用、対抗植物を利用した技術が普及した。また、物理的防除法では、光線の選択利用、熱利用、遮断、昆虫の気門封鎖剤等が普及し、熱水・土壌消毒法、低濃度エタノールを利用した土壌還元消毒法なども実用化されている。

畜産では、牛のDNA親子判別など、DNA分析による個体識別技術が確立され、また、DNA情報を用いた動物種や品種の判別技術も開発された。DNA分析による判定技術は、食品偽装を防止するためにも活用されており、牛では国産牛肉の品種判定、国産牛と豪州牛の識別、国産牛肉と外国産輸入牛肉の識別などに利用されている。また、ブタでは、偽装表示の多かった黒豚の判定技術が開発された。

家畜疾病診断法も大きく進歩し、鳥インフルエンザでは全ゲノム配列を解読するインフルエンザ型判定ソフトウェア（FluGAS）が開発され、牛海綿状脳症（BSE）では末梢神経における異常プリオンをも検出するウェスタンブロット法や微量のプリオンを増幅して検出する高感度検出法（PMCA法）も開発されている。

健康志向と機能性食品に関しては、まず、畑作物ではオオムギの β -グルカン、ダイズの β -コングリシニンおよびイソフラボン、サツマイモ、ジャガイモ、黒ダイズに含まれるアントシアニン、緑茶のエピガロカテキンガレートなどに

健康への効果のあることが明らかにされた。そのため、オオムギでは β -グルカンを含む品種「ビューファイバー」が育成され、サツマイモの紫いにも含まれるアントシアニンも天然色素としても利用されている。また、紅茶用品種「べにふうき」はメチル化カテキン含有量が多いことから、健康機能性素材としても利用されている。

果樹作ではウンシュウミカンに含まれる β -クリプトキサンチンやリンゴに含まれるプロシアニジン類の健康への効果が明らかにされたことから、JAみっかびが「三ヶ日みかん」を、またJAつがる弘前が「プライムアップル！（ふじ）」を、それぞれ機能性表示食品として新たに売り出している。

（2）農業者の高齢化・減少への対応と生産の効率化・高度化

平成に入り、農業者の高齢化・減少への対応と生産の効率化・高度化をめざした技術の開発・普及も進んでいる。新しい農業機械や生産資材の開発などを通じた省力化や作業技術の改善が進むとともに、水田作の水管理・栽培管理システム、畑作のGPSガイダンスシステムや衛星画像による生育診断システム、野菜作の閉鎖系栽培管理システムなど、ICTを駆使したいわゆるスマート農業の革新的技術が農業分野にも導入されている。

野菜作では、セル成型苗を利用したレタスなどの移植機の開発・普及、ネギなどの収穫機の開発・普及が進み、トマトやイチゴなどの調製・出荷・流通施設の高度化も進んでいる。バイオテクノロジー技術の発展による苗の生産性の向上、付加価値の増大が進むとともに、これらの技術を取り入れた育苗の分業化と苗生産の新しい産業化も進展している。

高軒連棟フェンロー型ガラス温室や低コスト耐候性ハウスを使い、イチゴの「クラウン温度制御」やトマトの周年長期多段どり栽培、そして根域温度制御技術、炭酸ガス（CO₂）濃度制御などによる施設栽培の高度化・大規模化・ICT化も大きく進展した。

花き作では、多くの品目でセル成型苗の大量生産が行われるようになっており、多くの業者が労働力の安価な海外に生産拠点を移し、国際的なネットワークの下でクローン苗を生産する苗生産の国際分業化が大きく進展した。

畜産では、系統のゲノムDNAの評価による家畜改良が大きく進展した。また、と畜場等の卵子を活用した体外受精技術による肥育素牛の低コスト生産技

術も進展し、あわせて精子性判別技術、豚人工授精技術なども開発されている。さらに、搾乳ユニット自動搬送装置（キャリロボ）と1頭ごとのデータ管理による「繋ぎ飼い牛舎用精密飼養管理システム」が、我が国独自の効率化技術として開発された。

（3）進展するグローバル化への対応

平成に大きく進展したグローバル化に対応する農業技術の開発・普及も進められた。野菜作や花き作では、苗づくりなどを中心とする国内分業化や国際分業化が大きく進んでおり、これに対応するための技術の開発・普及や、また一方で、多くを輸入に依存する飼料の自給力向上をめざした技術の開発・普及、および日本型放牧を定着させるための技術の開発・普及なども進められた。

（ア）生産性の向上と国際分業化

生鮮野菜では、機械化・施設化による大規模化や多品種・多品目の導入による複合化、そして生産性の高い産地づくり等を通じて、海外への輸出が増加している。

花き作では、安代リンドウ（切り花）のオランダへの輸出が開始され、スイートピー、グロリオサ、トルコギキョウなど独自の形質をもった品目の輸出が増えている。また、海外と利用許諾契約を結ぶなど知的財産権の輸出も平成に入ると始められている。

一方、海外で輸入球を使った切り花生産を行ったり、コチョウランの鉢ものは台湾で、デンドロビウムはタイで、ラン類なども海外で育苗し、それらを日本に輸入する海外とのリレー栽培が平成には大きく進展した。また、近年ではキクもブラジルやインドネシアなどでの挿し穂が日本に空輸されている。

果樹作では、エチレン作用阻害剤の1-MC P（1-メチルシクロプロペン）を使った輸出果実の鮮度保持技術が開発され、リンゴ、ナシ、カキを対象に農薬登録され、平成24年産（2012）のリンゴから本格的な利用が開始されている。

古くから長い輸出の歴史を有するリンゴについては、SSRマーカーを用いたDNA品種識別技術マニュアルが作成され、またニホンナシについても17種類のSSRマーカーを用いたDNA品種識別技術マニュアルが公表されるなど、国内育成品種の保護のための品種識別技術の開発が進展した。

（イ）飼料自給力の向上と放牧技術

平成に入りトウモロコシなど輸入飼料の価格が高値基調で推移する中で、国内自給のための飼料生産の新しい取り組みが進められてきた。その1つに、水田を活用した飼料イネ等の生産がある。飼料用イネ品種の「たちすずか」やサイレージ発酵促進乳酸菌製剤「畜草1号」が育成・開発され、飼料用イネのローレベル体系も確立された。また、TMR（Total Mixed Ration）センターも各地で設立され、乳牛のみならず繁殖雌牛、肥育牛へと対象家畜が広がっている。飼料用イネは、いまや酪農・肉用牛の不可欠な粗飼料の1つとなり、畜産経営の改善につながっている。

一方、穀粒を飼料として利用する飼料用米については、米粒度2mm以下の粉砕玄米では、豚の品種を問わず40%まで給与できること、そして採卵鶏では30%、ブロイラーでは18~20%、肉用鶏では30%まで給与できることが明らかにされた。また、乳牛や肉用牛にも給与が可能であることが明らかにされている。飼料用米の作付面積は29（2017）年には9万haとなり、国産濃厚飼料原料として約51万トンが畜産経営へ供給されている。しかし、水田活用に向けた政策支援に支えられて取り組まれている面もあり、将来に向けた低コスト化が大きな課題となっている。

近年における放牧技術の開発では、西日本では水田放牧ならびに移動放牧の新技術が、また、東日本では小規模移動放牧技術がマニュアル化されており、中山間地域などでの普及が期待されている。

（4）環境問題と気候変動への対応

平成期には環境問題や気候変動に対応するための農業技術の開発・普及も大きく進展した。地域の生態系を保全する環境保全型農業（有機農業含む）に関わる技術の開発・普及や地球温暖化による気候変動などに対応する技術の開発・普及が進められた。

（ア）環境問題と生態系保全

水田作では、農薬や化学肥料をできるだけ減らす環境保全型農業が各地で取り組まれているが、その1つの技術に、農薬を使わずに消毒を行う種子の温湯消毒がある。また、肥料分が時間とともに決められたパターンで溶出する肥効調節型肥料による栽培技術も開発され、環境負荷に配慮した肥料や薬剤の使用量低減に向けた取組みが進展している。

野菜作では、全国で総合防除体系（I P M）の導入が進んでいる（詳しい内容については、「1）（3）食の安全・安心と健康志向への対応」で述べた）。

花き作では、ヒートポンプの設置や日没の時間帯（E O D：end of day）から数時間の温度管理に着目した変夜温管理技術による暖房費節減、パッド アンド ファン方式による夏季の高温対策、そしてC O₂施用とD I F（昼夜温の較差）の利用など、省エネ化と栽培環境の改善が大きく進展している。

果樹作では、50℃の温水を土中にしみ込ませて35℃～45℃に保ち、温水によって病害を治療する環境負荷の少ない技術が開発された。

畜産では、アミノ酸添加低タンパク質飼料の給与により窒素の排せつ量を低減させる技術や発酵リキッドフィーディングによるエコフィードの技術が開発されている。また、ふん尿処理技術、吸引通気式堆肥化技術、メタン発酵利用技術、M A P法による豚尿の浄化とリン回収技術、ペレット堆肥化技術等々、畜産の環境負荷を低減させるための多くの技術が開発されている。

（イ）地球温暖化と気候変動

水田作では、高温耐性の「にこまる」や「つや姫」などが、耐病性（いもち病）では新潟のコシヒカリB Lなどが新たに育成された。高温耐性の強い新品種の中には良食味として育成されたものが多く、地域のブランド米として普及しているものが多い。

果樹作では、高温による着色不良対策としてリンゴ「秋映」が育成され、高温条件でも着色しやすいブドウやリンゴの新品種、自発休眠打破に必要な低温要求量が少ないモモの新品種などが育成されている。

その一方で、愛媛県ブラッドオレンジ、鹿児島県パッションフルーツのように、亜熱帯果樹や熱帯果樹を導入して新たな産地化を進めている地域も出てきている。

5. 変貌する平成の農業（2）

前章では平成の農業政策の変遷と農業技術の開発・普及の特徴について明らかにしてきた。以下では、こうした動きのもとに進んだ平成農業の変貌の実態について、担い手の動向、水田農業の構造変化、農業法人化、農業・農村の六

次産業化、企業の農業参入、環境保全型農業の取り組み、戦略的提携などの視点から、その特徴について明らかにしたい。

(1) 担い手の減少と水田農業の構造変化

平成に入ると、これまでわが国農業の相当部分を担ってきた兼業農家の減少が顕著になってきた。1960年代から1980年代にかけた高度経済成長期にも農家数は大きく減少したが、その多くは専業農家の減少であった。むしろ第二種兼業農家は194万戸から304万戸へ増加している。1980年代までは農村工業化などを背景に、専業農家の兼業化が進み、在宅通勤する第二種兼業農家の数はむしろ増加していたのである。この結果、兼業農家の数は1960年代から1980年代にかけては400万戸の大台を維持し続けて来た。

しかし平成に入ると、高齢化の進行に加えて、地方労働市場の縮小などが、兼業農家の存立基盤を大きく揺るがすようになってきた。平成2年（1990）の農家数（販売農家数）は297万戸であったものが、平成27年（2015）には133万戸へおよそ164万戸（55%）減少した。その多くは兼業農家の減少によるものである。第一種兼業農家の減少が35万戸、第二種兼業農家の減少が126万戸で、後者の減少が4分の3を占めている。一方で、高齢専業農家ならびに定年退職・中途退職などによりUターン・Iターンして就農する農業者の数が近年は増加している（表7）。

表7 専業・兼業別農家数の推移（1960年～2015年）

（単位：千戸）

専業・兼業別	1960 S35	1965 S40	1970 S45	1975 S50	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
専業	2,078	1,219	831	616	623	498	473	428	426	443	451	443
うち男子 生産年齢 人口のい る農家				448	427	366	318	240	200	187	184	171
高齢専業 農家				168	196	133	155	188	227	256	268	272
第1種兼業	2,036	2,081	1,814	1,259	1,002	759	521	498	350	308	225	165
第2種兼業	1,942	2,365	2,743	3,078	3,036	2,058	1,977	1,725	1,561	1,211	955	722
合 計	6,057	5,665	5,342	4,953	4,661	3,315	2,971	2,651	2,337	1,963	1,631	1,330

出所：農林水産省「農林業センサス」の各年次による。

注）昭和60（1985）年からは販売農家のみの数値である。

さらに、平成2年（1990）以降に進行した男子生産年齢人口のいる専業農家の減少も、見落とされてはならない平成の大きな動きである。わが国の専業農家の数は昭和40年（1965）には120万戸の大台にあったものが、その後の兼業化の波の中で、わずか10年で半減した。その後は昭和60年（1985）までは現状を維持し（定義が販売農家に変更されたために50万戸）、平成に入ってから前半の20年間は、引き続き40万戸の前半を維持してきた。しかしこのなかで、男子生産年齢人口のいる専業農家の動きをみると、1970～80年代には40万戸を維持していたものが、平成になるとそれが半減している。平成2年（1990）から平成12年（2000）にかけてわずか10年で一挙に4割も減少しているが、昭和・一桁世代のリタイアにともなう男子生産年齢人口のいる専業農家の減少である。このため、各地において「地域で農業を担う人材がいなくなる」という強い危機意識が共有され、この時期以降、集落営農などの地域組織の設立が進んでくるのである。1990年代後半頃から農地の流動化が大きく進展し、組織経営体を中心とする大規模経営が各地で出現するようになった。こうした動きの背景には、これまで地域の農業を中心的に担ってきた昭和・一桁世代のリタイアにともなう、担い手の急激な減少があった。

わが国の水田作経営の数は平成27年（2015）において114万5千経営体となり、平成17年（2005）からのわずか10年間で59万9千経営体（34%）が離農した。離農農家の水田の多くは、規模の大きな組織経営体（多くの集落営農を含む）へ集積されている。その結果、10～30haの経営体の数はこの10年間で1.5倍、30～50haの経営体は3.3倍、50～100haの経営体は4.5倍、100ha以上の経営体は6.1倍にそれぞれ増加した。もちろん、100ha以上の経営といっても、全国でわずか334経営体であり、50～100ha層でも1,417経営体であって、数からみればまだ多いわけではない。しかも、経営収支をみると、これらの経営の多くがとりわけ収益性に優れているというわけでもない。しかし、これらの階層の水田集積面積は100ha以上層で5万4千ha、50～100ha層で9万2千haとなり、10ha以上の階層全体では65万7千ha（全水田面積の34%）に達している。2025年までにはさらに30万ha（同16%）以上の水田が離農等により手放されると推計されており、平成に入り大きく進んだ水田農業の構造変化がさらに進行することが予測されている⁴⁰⁾。

(2) 水田活用と飼料用イネの生産拡大

平成に入りトウモロコシなど輸入飼料の価格が高値基調で推移する中で、国内自給のための飼料生産の新しい取り組みが進められている。それは水田を活用した飼料用イネの作付けである。米の国内消費量が年間およそ8～9万トンずつ減少する中で、食用米に代わる重要な水田活用の戦略作目の一つに位置づけられ、その生産拡大が強力に推進されている。

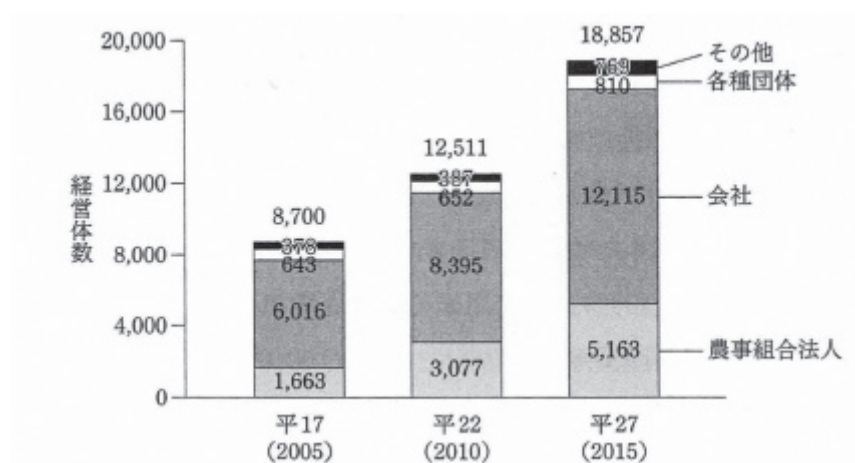
茎葉も含めイネ全体を発酵させて飼料にするイネ発酵粗飼料（WC S）は、九州や東北などの酪農・肉用牛産地を中心に平成30年（2018）には4万3千haが作付けされた。飼料用イネ品種「たちすずか」やサイレージ発酵促進乳酸菌製剤などが新しく育成・開発され、飼料用イネのロールバール体系も確立されており、また、TMR（Total Mixed Ration）センターなども各地で設立された。イネ発酵粗飼料（WC S）は乳牛のみならず繁殖雌牛、肥育牛へと対象畜種が広がっており、酪農・肉用牛の不可欠な粗飼料の一つとして畜産経営に定着しつつある。

一方、玄米を飼料として利用する飼料用米については、前述したように、2mm以下の粉碎玄米であれば、豚の品種を問わず40%まで給与できること、そして採卵鶏や肉用鶏では30%、ブロイラーでは18～20%まで給与できることが明らかにされ、また、乳牛や肉用牛にも給与が可能であることが明らかにされている。飼料用米の作付面積は平成29年（2017）には9万2千haとなり、国産濃厚飼料原料として約50万トンが畜産農家（15万トン）や配合飼料メーカー（35万トン）へ供給された⁴¹⁾。平成27年（2015）の「食料・農業・農村基本計画」では、平成37年（2025）に向けた飼料用米の生産努力目標を110万トンとしているが、水田活用の政策支援に強く支えられて取り組まれている面もあり、多収穫技術の確立や低コスト化などが大きな課題となっている。

(3) 農業法人化の進展と常時雇用者の増加

わが国の農業経営体では家族経営が圧倒的に多いものの、先述したような動きともなあって、近年は農家以外の農業事業体（集落営農等も含む組織経営体）の数が増加している。平成初めの19,800経営体から、末頃には32,900経営体にまで増加しているが、これらの組織経営体は規模が大きく法人化しているものが多い。組織経営体の7割にあたる22,700経営体が法人化しており、そのうち

販売目的で農業を行っている農業法人の数は18,857法人である。この法人の企業形態別の数と推移をみた図10によれば、法人の経営体数は2.2倍に増加しており、最も数の多い会社が2.0倍、続く農事組合法人が3.1倍に増加している。



出所：農林水産省「平成27年版 食料・農業・農村白書」による（原資料は「2015年農林業センサス」）。

注1）法人経営体は、農家以外の農業事業体のうち販売目的のものであり、1戸1法人は含まない。

2）会社は株式会社、合名・合資会社、合同会社および相互会社である。平成17年以前は有限会社を含む。

3）各種団体は農協、農業共済組合、農業関係団体、森林組合等の団体をいう。

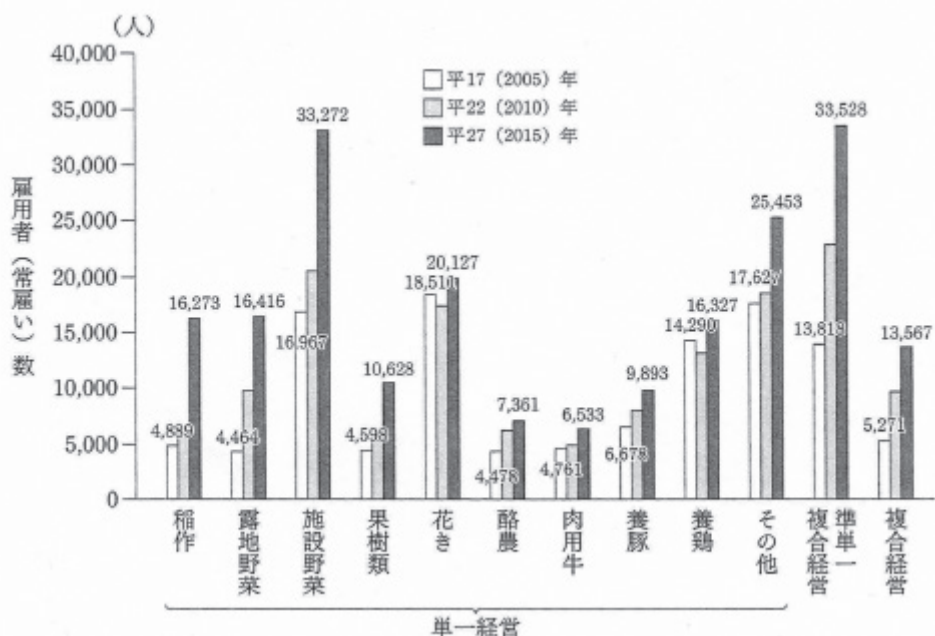
図10 販売目的の組織形態別法人経営体の推移

経営耕地規模別の農業経営体数の動きでは、10ha未満層は大きく減少しているが、10ha以上層ではいずれの階層も増加しており、とくに50～100ha層の増加率が最も高い。先述した水田作経営のほか、畑作経営、露地野菜作経営などの土地利用型農業の分野でも、規模拡大がこの時期に進んだためである。

一方、農産物販売金額別の経営体の動きを見ると、1,000万円未満あるいは1,000～5,000万円の階層では経営体の数が減っているが、5,000万円以上の階層ではいずれも増加しており、そのなかでも数は少ないものの3億円以上の経営体では55%の増加となっている。わが国の戦後の農業は1～2haの自作地を耕作するいわゆる「自作農」とよばれる家族経営が一般的な姿であった。しかし、平成に入ると、借地により経営規模を拡大し、農産物の売上高を大きく伸

ばしている企業的な経営も各地で見られるようになっている。

経営規模を拡大し、農産物の売上高を伸ばし、法人化をしている経営体においては、常時雇用者⁴²⁾の数も増えている。農業における常時雇用者の数は、平成中頃には12万9千人であったものが、平成27年（2015）には22万人に増加し、この10年間で1.7倍に増加した。これを営農類型別にみると、施設野菜や花きなどの経営で常時雇用者の数が多い傾向がみられる。しかし、10年間の伸び率で見ると露地野菜や稲作での増加率が高い。従前から常時雇用者数の多かった施設野菜、花き、そして養鶏や養豚などの畜産に加えて、近年では露地野菜や稲作などの土地利用型農業や果樹の分野でも、常時雇用者の導入が活発に行われていることがわかる（図11）。



出所：農林水産省「平成27年版 食料・農業・農村白書」による（原資料は「2015年農林業センサス」）。

注1）花きは花木を含む。

2）「単一経営」とは主位部門の販売金額が8割以上の経営体、「準単一複合経営」とは主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体、「複合経営」とは主位部門の販売金額が6割未満の経営体のことである。

3）「その他」には、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物、養蚕などを含む。

図11 営農類型別雇用者（常雇い）数の推移

(4) 農業・農村における六次産業化の進展

平成に入ると、生産した農産物を農協や業者に出荷・販売するだけでなく、自ら地元の直売施設等で販売し、また消費者に直接販売する直売、そして加工して販売する農産物加工、さらに観光農園や農家民泊、農家レストランなどにも取り組む農業者が増えている。農産物加工は、戦後の農村女性グループによる生活改善運動の一つとして早くから取り組まれてきており、また、農産物直売所も古くから“朝市”などが各地で開設されてきた。しかし、食の多様化や安全・安心への関心が高まり、グリーンツーリズムなどが盛んになるなかで、1970年代に入ると個人やグループによる直売や加工、観光農園などが積極的に取り組まれるようになった。こうした農産物直売所や加工事業の内発的な取り組みのなかから、平成に入ると販売額を大きく伸ばし、農村地域の活性化に貢献する事例もみられるようになったことから、平成10年（1998）頃から本格的に取り組む農協や市町村が出てくるようになり、事業が大きく全国に展開することになった。

農産物直売所の数は、平成中頃においてすでに全国で2,982カ所が設置され、その販売総額は2,225億円に達している⁴³⁾。大きな直売所のなかには年間数十億円の販売額をあげているものもある。一方、農産物加工場は、全国で1,686工場が設置され、その販売総額は5,268億円である。しかし、10億円を超える販売額のある加工場が一部にある一方で、販売額が5,000万円未満の農産物工場が6割を占めるなど、零細な規模の加工場が多いのが実態である。

平成中頃の農産物直売所や農産物加工場などを合わせた総販売額は7,500億円である。その後、総販売額は年々大きく伸びており、「六次産業化・地産地消法」が制定される平成22年（2010）には1兆6,500億円となり、平成末には2兆円の大台を超えている。その内訳は、農産物直売所が1兆320億円、農産物加工場が9,140億円、観光農園・農家民泊・農家レストランなどが800億円であり、平成を折り返して以降のわずか10年余で、農村地域に年間2兆円を超える農業生産関連事業の市場が生まれたことになる。これらの事業は、自立した部門として独立して利益を生み出しているケースは限られているものの、農地や労働力などの利用率向上に貢献し、経営複合化による売上高の向上に役立っているものが多い。

(5) 一般法人の農業参入の急増

一般企業が農業に参入する動きが平成後期になると加速してきた。平成17年(2005)に構造改革特別区の全国展開が認められ、平成21年(2009)には農地法改正により貸借での農業参入の全面自由化が図られたことから、これ以降、農業に参入する一般法人の数が大きく増加した。平成17年(2005)の参入法人数はわずか105法人であったものが、平成23年(2011)に1,000法人、平成29年(2017)には実に3,000法人を超えている。また、参入法人が借り入れている農地面積は全国で8,900haに達している。

参入法人の業種をみると、食品関連企業(21%)が最も多く、次いで建設業(11%)、特定非営利団体(NPO法人)(9%)、卸売・小売業(5%)、製造業(4%)、学校・医療・福祉法人(4%)の順になっており、きわめて多様な業種から農業に参入していることがわかる。また、参入法人が取り組む営農作物は、野菜が41%で最も多く、次いで米麦等が18%、果樹が13%、工芸農作物が3%、花きが3%、畜産(飼料作物)が2%である。

日本政策金融公庫が行った全国の食品関連企業7,101社に対する「食品関連企業の農業参入に関する調査」(回収率35.2%)によれば、12.7%の食品関連企業がこれまでに農業へ参入しているという。その参入目的は「原材料の安定確保のため」(69%)が最も多く、次いで「本業商品の付加価値化・差別化のため」(51%)、「地域貢献のため」(43%)などとなっている。

農林水産省が行った平成22年(2010)の「外食産業に関する意識・意向調査」によれば、国産食材については、「現在かなり使用しているので現状を維持したい」(41.5%)が最も多く、次いで「現在かなり使用しているがさらに増やしたい」(33.3%)、「現在あまり使用していないので増やしたい」(12.3%)が続いている。おおよそ75%の事業者が何らかの国産食材を使用しており、また、45%の事業者がさらに増やしたいという意向をもっている。先述した内閣府の世論調査(2018)にも現れているように、安全な国産食材を使用した食品に対する消費者の根強いニーズがその背景にあるが、その一方で、価格のより安い国産農産物の調達や必要量の安定確保などが大きな課題になっており、このため必要な国産食材の確保を目的に、自ら農業参入に踏み切った事業者の多いことがうかがわれる。

しかし農業参入法人の経営収支についてみると、参入後5年以内に黒字化した企業は38%、10年以内の黒字化でも48%にとどまっており、食品関連企業であっても、人材の確保と育成、ノウハウの蓄積などの課題を抱えているものが多く、農業へ新規参入することの厳しさを物語っている⁴⁴⁾。

(6) 環境保全型農業の取り組みとGAP認証

環境保全型農業については、農林水産省の「新政策」(平成4年(1992))で「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義され、その推進の重要性が明記された。平成11年(1999)には「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」⁴⁵⁾が制定され、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の低減に一体的に取り組む農業者を認定する「エコファーマー」の制度がつくられた。エコファーマーの数は制度がスタートした平成11年(1999)の13件から大きく伸びて平成23年(2011)には21万6千件にまで達している。しかし、その後は減少する傾向にある。環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置があるものの、高齢化による離農などにより再認定数が大きく減っていることが要因であるという。

2015年農業センサスによれば、農薬や化学肥料の低減、土づくりなど環境負荷の低減に取り組んでいる農業経営体の数は、全国で46万4千経営体にのぼっている。これは全経営体の34%にあたるが、その内容は農薬の低減が26%、化学肥料の低減が21%、堆肥による土づくりが16%である。こうした取り組みは、消費者への直販など販売に力を入れている水田作の大規模法人などでは際だっている。農林水産省の政策支援もあり、また必ずしも全面積ではないものの、会社法人(50～100ha)の85%、農事組合法人(50～100ha)の76%が農薬や化学肥料の低減などの環境負荷の低減に取り組み、堆肥による土づくりについても前者で59%、後者で40%の法人が取り組んでいる。

化学合成剤などによる環境負荷の問題、BSEの問題、そして平成16年(2004)に発生した鳥インフルエンザなど、国民の健康と食の安全に対する関心の高まりなどを背景に、平成18年(2006)には超党派の議員立法によって「有機農業の推進に関する法律」が成立した。この法律では、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこ

とを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義している。また、翌平成19年（2007）には生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進するための「農林水産物生物多様性戦略」が決定された。さらにこの年には、食の安全や環境保全を重視した農場を認証する、GAP（農業生産工程管理）認証制度を運用する日本GAP協会も設立されている。

有機農業の生産面積は年々僅かながら増加しているものの、平成29年（2017）の推計では2万3千haである。このうち有機JASは1万haで、その内訳は水田作2,900ha、畑作4,100ha、果樹作1,400ha、牧草地970haとなっている。全体でみるとわが国の耕地面積の0.5%であり、有機食品の販売額でみても1,850億円ほどである。諸外国の有機農業の面積割合は、平成28年（2016）においてイタリア14.5%、ドイツ7.5%、フランス5.5%、イギリス2.9%である。また、有機食品の販売額は世界で9兆9千億円であり、そのうちアメリカが4兆7千億円、ドイツ1兆1千億円、フランス8千億円、イタリア3千200億円などとなっている⁴⁶⁾。近年は中国や韓国でも有機農業が伸びており、わが国においても今後のさらなる取組みが課題となっている。

ところで、茶、こんにゃく、梅加工品という限られた品目であるが、有機食品がわが国からアメリカやEU諸国へ輸出されている。平成28年（2016）の輸出実績はアメリカ、EUを合わせて茶590トン、こんにゃく53トン、梅加工品45トンとわずかではあるが、輸出量が年々伸びている点が注目される。有機食品のビジネスチャンスは広く世界に広がっており、今後の取組みが期待されるところである。

食品の安全については、店舗や工場などの管理基準であるISOやHACCPなどがあるが、安全な農産物の生産分野では、有機JAS認証のほかに、GAPの認証制度がある。1990年代のEUでもBSE問題、残留農薬問題等が相次いで発生し、消費者の食の安全に対する不安が高まるなかで、平成9年（1997）に農産物の安全性と労働安全、環境保全などを定めたEUREP（ユーレップ：Euro-Retail Produce Working Group）GAPが策定された。EUREPGAPは農産物の安全性の確保による消費者の信頼回復とともに、安全な農産物の国際貿易の促進をも目的にしたものであり、平成19年（2007）にはGLOBAL

ALG. A. P. に名称変更されている。

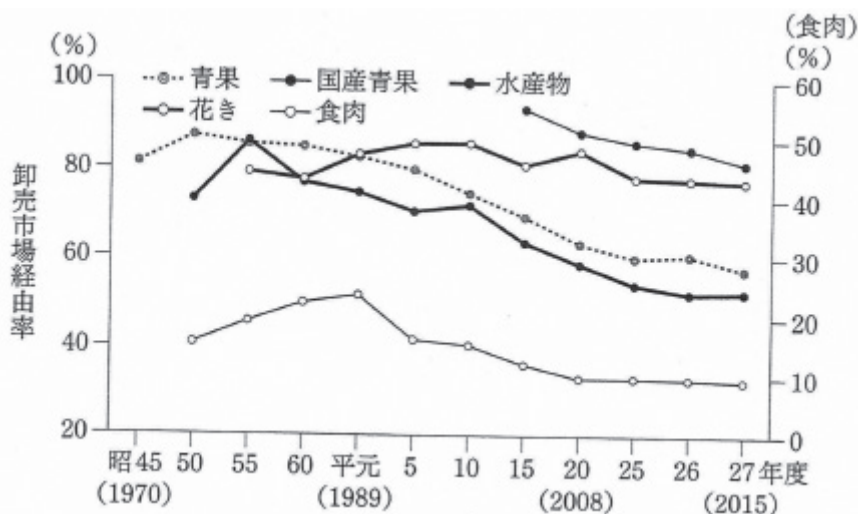
こうしたGAPの日本版（JGAP）の導入が日本GAP協会によって取り組まれており、現在はJGAPをバージョンアップしたJGAP Advanceのほか、アジアにおける持続可能な農業への貢献を目的にしたASIA GAPが平成29年（2017）から運用されている。国内のJGAPの認証農場の数は年々増加しており、平成31年（2019）1月末における認証経営体数はJGAP 2,851経営体、ASIA GAP 1,869経営体、GLOBALG. A. P. 702経営体となっている⁴⁷⁾。

2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しているが、大会組織委員会は平成29年（2017）3月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における持続可能性に配慮した農産物の調達基準」を公表した。まず基本要件として「食品の安全の確保」、「周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保」、「作業者の労働安全の確保」をあげ、具体的にはJGAP Advance、GLOBALG. A. P. で認証された農産物またはGAPの共通基準のガイドラインに準拠したGAPで認証された農産物を調達するとしている。また、推奨される事項として、有機農業で生産された農産物、障害者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産などで伝統的な農業を営む地域で生産された農産物などをあげ、国産の農産物を優先的に選択するとしている。各国から参加するオリンピック・パラリンピックの選手たちに、大会期間中に提供する生鮮食品ならびに加工食品の調達基準を示したものであり、こうした農産物や食材の提供に向けた国内産地の新たな取組みが期待されている。

（7）流通チャネルの多様化と戦略的提携の進展

農産物が卸売市場などを經由して取引される市場経由率をみた図12によれば、青果物（野菜、果実）は1980年代から、そして花きや食肉は平成の初め頃から市場経由率が低下しており、平成27年（2015）の市場経由率は青果物が58%（国産青果は81%、平成25年（2013）の果実は42%）、花きが77%、食肉が9%である。青果物や花きでは卸売市場を經由しない多様な直接取引が増えているのであり、もともと卸売市場取引の少ない食肉においても市場経由率の低下がみられる。近年は米でも全農を經由する取引量が減っており、生産者と仲卸業

者や小売業者などとの直接取引が増えている。



出所：農林水産省食料産業局「卸売市場をめぐる情勢について」2019年7月、8ページ。

注) 国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場を経由したものの数量割合（花きは金額割合）の推計値である。

図12 卸売市場経由率の推移（重量ベース）

こうした農産物の市場経由率の低下は、農業経営体の農産物出荷先の多様化とも関係している。2015年農業センサスによれば、販売のある農業経営体（124万5千経営体）のうち、農産物の販売（出荷）額が1位の出荷先は、農協が66%を占めているものの、1位が消費者への直接販売（インターネット通販を含む）であると答えた経営体が11万経営体（9%）、農協以外の集出荷団体と答えた経営体が10万8千経営体（9%）、卸売市場が7万9千経営体（6%）、小売業者が5万9千経営体（5%）、食品製造業・外食産業が1万9千経営体（2%）と多岐にわたっている。しかも、表8にみられるように、販売金額が大きくなるほど1位が農協出荷という割合が低下しており、販売先の多様化が進んでいることがわかる。販売金額が1億円を超える経営体では、自ら卸売市場へ直接出荷する経営体の割合も高くなっており、農産物の販売ロットが大きいことを活かした食品製造業や外食産業との直接取引の割合も高くなっている。

以上のように、近年では販売額の大きな経営体を中心に、多様な流通チャネルを通じた直接取引が行われるようになっており、こうした取引を優位に進めるための戦略的提携の取り組みが、農業分野においても活発に行われるように

表 8 販売金額規模別にみた売上高 1 位の出荷先の割合 (2015年)

(単位: %)

販売額規模	売 上 高 1 位 の 出 荷 先							計
	農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他	
300万円未満	67.0	8.2	4.4	5.1	1.3	9.5	4.4	100.0
300～700万	64.6	9.6	11.9	3.3	1.5	7.6	1.5	100.0
700～1,500万	64.6	9.8	12.9	3.1	1.6	6.4	1.6	100.0
1,500～3,000万	67.7	11.0	11.2	3.1	1.4	4.0	1.7	100.0
3,000～5,000万	71.7	10.7	9.2	2.8	1.7	2.3	1.6	100.0
5,000～1億	67.5	13.4	9.6	3.3	2.9	1.4	1.9	100.0
1～3億	56.6	16.8	13.3	5.1	4.8	0.6	2.8	100.0
3～5億	45.7	18.9	20.0	5.1	5.7	1.1	3.4	100.0
5億円以上	44.0	16.0	24.0	4.0	4.0	4.0	4.0	100.0

出所：農林水産省「平成29年版 食料・農業・農村白書」30ページ（原資料は「2015年農林業センサス」）。

注）「300万円未満」には販売なしは含まない。

なってきた。

戦略的提携 (strategic alliance) とは「2つ以上の独立した組織（経営体）が製品・サービスの開発、生産、販売などに関してお互いに協力すること」⁴⁸⁾であり、このなかには、① 契約にもとづく業務提携 (business partnership または non-equity alliance)、② 資本投資をも含む業務・資本提携 (equity alliance)、③ 共同で投資をして独立した組織をつくるジョイント・ベンチャー (joint venture) などがある⁴⁹⁾。戦略的提携の手法は、1980年代のグローバル化の進展を背景に、多国籍ビジネスを展開する企業などによって生み出された経営戦略である。マイケル・ポーターやフラーなどによって注目され、その後は戦略的提携論として整理され、広く一般企業の経営戦略の一つとして取り組まれるようになった⁵⁰⁾。

こうした経営戦略の手法が農業分野においても重視される背景には、他の産業に比べて経営の数が多くかつ規模が零細であり、経営体が独自に技術開発、生産、加工、流通、販売に体系的に取り組むには、いささかハードルが高いという事情がある。また、平成における一般法人の農業への参入も、こうした取り組みを促進する要因になっている。そのため、早くからグローバル化の進んでいる花き作のみならず、畜産、野菜作、水田作の分野などでも、事業拡大と経営安定のための重要な手法として戦略的提携が広く取り組まれるようになって

きているのである。

農業分野における新しい取り組みの事例をみると、生産提携では、複数の集落営農法人が共同して大型機械利用のための独立した組織（株式会社や事業協同組合など）を設立する事例や、野菜作法人が販売ロットの拡大と販売期間の延長のために、近隣や他地域の農家群に生産委託をする事例などがある。技術提携では、大型法人や商社、参入企業などが特定の品種、栽培技術等について、種子や資材の提供も行いながら生産技術契約を結ぶ事例や、新品種の育成や生産技術の開発に共同して取り組む企業と生産者の提携などもある。

業務・資本提携やジョイント・ベンチャーをも含む販売提携では、生産者が共同で農産物を販売するための会社を設立する事例や、主力業者（生産者）を中心に幾つかの業者（生産者）が契約をして同一ブランドで農産物を提供する提携などがある。また、地理的条件の異なる経営体や産地が相互に協力して周年出荷体制を構築している事例や、加工・販売体制を構築している事例、さらに国内だけでなく国境を越えた提携によって、国際分業による生産・流通・出荷体制の構築を進めている事例などもあり、市場シェアの拡大や売上高のアップ、そしてブランド力アップなどを目的として、複数の経営体が業務・資本提携をして事業を大きく展開している事例が近年は増えている。

注

- 1) 参考文献（7）pp. 404-405による。
- 2) アルビン・トフラー（徳山二郎監訳）（1980）第三の波、日本放送出版協会。
- 3) わが国は31（2019）年2月においてEUを含む21カ国・地域と17のEPAを締結している。
このほかにRCEPおよび日・中・韓のFTA等の交渉が続いている。
- 4) 法務省「在留外国人統計表」の各年次版による。
- 5) 朝日新聞、2018年6月5日付。
- 6) レイチェル・カーソン（青樹梁一訳）（1964）生と死の妙薬-自然均衡の破壊者（化学薬品）、新潮社。後に（青樹梁一訳）（1986）沈黙の春として出版されている。
- 7) D.H. メドウズ他（1972）成長の限界-ローマクラブ「人類の危機」レポート。
- 8) ジャック・アタリ（山本規雄訳）（2018）新世界秩序、作品社などを参照。
- 9) 野口悠紀雄氏は「製造業中心からIT産業中心への産業構造転換に対応せず、……長期信用銀行と都市銀行を中心とした金融システムと、大蔵省（財務省）を中心とした官僚システムで日本経済をコントロールする「40年体制」を引きずり、日本没落を決定付けた時代」（参考文献（1）pp. 32-33）と、平成の時代を評価している。
- 10) 経済産業省「本邦対外資産負債残高」の各年次版による。

- 11) 古金義洋(2018)「最近の賃金低迷について」共済総研レポート No. 160、JA共済総合研究所、2018年12月、pp. 14-19による。
- 12) 全国社会福祉協議会「ボランティア人数の現況及び推移」2018年3月。
- 13) 総務省「社会生活基本調査報告」の各年次版による。
- 14) 日本政府観光局(J N T O)「2018年訪日外客数(総数)」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」2019年1月、および観光庁「平成29年度観光白書」による。
- 15) 全国農業新聞、2018年7月6日付。
- 16) 全国農業新聞、2019年1月18日付。
- 17) 参考文献(7) p47.
- 18) 参考文献(9) による。
- 19) 厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」および参考文献(7) 70-73による。
- 20) 参考文献(5) p168.
- 21) 参考文献(5) p169.
- 22) 農林水産省「平成30年版 食料・農業・農村白書」P126.
- 23) 農林水産省「平成29年版 食料・農業・農村白書」p92.
- 24) 同上 p93.
- 25) 厚生労働省「食中毒統計資料」の各年次版による。
- 26) 参考文献(6) による。
- 27) 消費者庁「新しい食品表示制度について」2015年8月による。
- 28) 内閣府「食と農林漁業に関する世論調査」平成30年9月による。
- 29) 参考文献(4) による。
- 30) OECD・FAO (2019) ,Agricultural Outlook 2019-2028, pp. 26-28.
- 31) IPCC (2019) ,Climate Change on land, an IPCC special report on climate change, desertification, land degradation, sustainable land management, food security, and greenhouse gas fluxes in terrestrial ecosystems, Chap. 5, pp. 5-37 ~ 5-39.
- 32) 平成27年度食料・農業・農村白書参考表 p56-57.
- 33) プラザ合意直前までは、日本から多くの果実等が海外に輸出されていた。ウンシュウミカンはず「クリスマスオレンジ」として最盛期は2万5千トンがカナダへ輸出され、りんごもウラジオストック、上海などのほか中東などへも輸出されていた。日本梨も1980年代には1万5千トンがハワイ、カナダ、中近東などのほか、アメリカ(本土)、ヨーロッパにも輸出され、とくに20世紀梨は「クリスタルペア」の愛称でアメリカのスーパーマーケットの最も人目を引く売り場に並べられていた。
- 34) 農林水産省食料産業局「2018年の農林水産物・食品輸出額」2019年2月による。
- 35) 博報堂生活総合研究所「「生活定点」調査 1992 ~ 2018」結果を利用した。(https://seikatsusoken.jp/teiten/)
- 36) 青柳斉(2019)「米消費の減少要因と世代別消費の特徴ー 2000年以降を中心としてー」『農業と経済』昭和堂、2019年10月号、pp. 104-108による。
- 37) 日本糖尿病学会の提言によれば、近年における日本人の糖尿病(2型)の増加は「生活習慣の変化、身体的活動度の低下に加え、特に脂質を中心とする栄養摂取のバランスの崩れ」が要因であり、「脂質栄養の過剰摂取が日本人における肥満そして糖尿病の増加に大きく関与している」という。

そのため、「糖尿病の予防ならびに治療において重要な意義を有する体重の適正化(肥満の是正)」を目的に、「総エネルギー摂取量を制限せずに、炭水化物のみを極端に制限して減量を図ることは、その本来の効果のみならず、長期的な食事療法としての遵守性や安全性など重要な点についてこれを担保するエビデンスが不足しており、現時

点では薦められない」としている（日本糖尿病学会「糖尿病における食事療法の現状と課題」平成25年（2013）3月による）。

- 38) 青柳 齊（2019）、前掲論文、p110による。
- 39) 「平成の農業技術（水田作、畑作、野菜園芸、花き園芸、果樹園芸、畜産）」（大日本農会編：八木宏典・西尾敏彦・岸康彦監修『平成農業技術史』農文協、2019年9月に所収）の内容を筆者が要約したものである。
- 40) 参考文献（1）及び参考文献（8）を参照。
- 41) 農林水産省「米をめぐる状況について」2019年1月。
- 42) 常時雇用者とは7ヶ月以上の雇用契約で農業に従事する者のことである。
- 43) 農林水産省大臣官房統計部「平成16年度農産物地産地消等実態調査結果の概要」2005年5月による。
- 44) 農林水産省経営局「一般法人の農業参入の動向」平成29年12月、および日本政策金融公庫「食品産業動向調査：農業参入」（ニュースリリース）平成30年10月3日による。
- 45) 農林水産省生産局「環境保全型農業の推進について」2019年3月による。
- 46) 農林水産省生産局「有機農業をめぐる事情」2018年4月による。
- 47) 日本GAP協会「JGAP／ASIA GAP認証制度の概要」2017年11月、農林水産省生産局農業環境対策課「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢」2019年7月による。
- 48) 参考文献（12）による。
- 49) 戦略的業務提携の中には、ある経営体が所有する品種やライセンス、栽培技術を他の複数の経営体が相互に活用して生産能力を高め、それにより差別化された特定品質の農産物を必要数量確保しようとするなど、独自の技術やノウハウを持ちより相互に協力する技術提携、販売ロットを拡大して市場のシェアを確保し優位な販売につなげるために、生産・加工の委託生産をしたり、共同ブランドで生産・加工したりする生産提携などがある。
また、業務・資本提携は、お互いの業務提携を補強し、相互の経営の安定をはかるために、投資によって協力しあうことであり、一方だけが他方に投資する場合と、両者が相互に投資しあう場合とがある。ジョイント・ベンチャーは、生産に特化した経営体が、共同で出資をして独立した販売会社を設立するなど、共同で投資をして独立した組織をつくることである。
- 50) 参考文献（13）による。

参考文献

- (1) 八木宏典・李哉法編著(2019)、変貌する水田農業の課題、日本経済評論社
- (2) 週刊ダイヤモンド（2018年8月25日号）「平成経済全史」、ダイヤモンド社
- (3) ジャック・アタリ（山本規雄訳）(2018) 新世界秩序、作品社
- (4) 小泉達治・古橋元・池川真里亜（2018）世界の食料需給見通しー世界食料需給モデルによる2027年の予測結果一、「農業」大日本農会 No. 1645、pp. 48-53
- (5) 堀田宗徳（2018）野菜の消費形態の変化と今後の見通しー食をめぐる環境との関係から、「農業と経済」臨時増刊号、2018年11月
- (6) 笹井勉（2018）食品衛生（監視）戦後史、<http://www.saturn.dti.ne.jp/~sasai/>、2018年 1月
- (7) 矢野恒太記念会編（2018）日本国勢図会 2018／19、公益財団法人矢野恒太記念会
- (8) 大日本農会編著：八木宏典・諸岡慶昇・長野間宏・岩崎和巳著（2017）地域とともに

歩む大規模水田農業の挑戦、農山漁村文化協会

(9) 増田寛也 (2014) 地方消滅—東京一極集中が招く人口急減、中公新書

(10) 鈴木洋仁 (2014) 「平成」論、青弓社

(11) 小熊英二編著 (2014) 平成論、河出書房新社

(12) 安田洋史 (2006) 競争環境における戦略的提携—その理論と実践—、N T T 出版

(13) Porter, M. E. & Fuller, M. B. (1986) Coalitions and Global Strategy, ed. Porter, M. E., Competition in Global Industries, Harvard Business School Press, pp. 315 ~ 343

(注) 本論は拙稿「平成の経済社会と農業」(大日本農会編：八木宏典・西尾敏彦・岸康彦監修『平成農業技術史』農文協、2019、pp. 2-52 所収) を加筆・訂正したものである(なお、「3. 変貌する平成の暮らしと食」は新しく書き下ろした)。

